

越 前 市 地 域 防 災 計 画

〈原子力災害対策編〉

越 前 市 防 災 会 議

平成 2 5 年 1 2 月 2 4 日	作成
平成 2 6 年 3 月 2 8 日	修正
平成 2 7 年 3 月 2 3 日	修正
平成 2 9 年 3 月 2 7 日	修正
平成 3 0 年 3 月 2 7 日	修正
平成 3 0 年 1 1 月 1 3 日	修正
令和 元年 1 1 月 2 6 日	修正
令和 2 年 1 1 月 1 7 日	修正
令和 3 年 9 月 1 7 日	修正
令和 4 年 9 月 1 6 日	修正
令和 5 年 1 0 月 1 0 日	修正
令和 6 年 8 月 2 1 日	修正
令和 7 年 8 月 2 0 日	修正
令和 8 年 8 月 1 9 日	修正

原子力災害対策編 目 次

第1章 総 則

第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の周知徹底	2
第4節 計画の策定または修正に際し遵守すべき指針	2
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定	2
第6節 原子力災害対策重点区域の範囲	3
第7節 防護措置の準備および実施	8
第8節 防災関係機関の事務または業務の大綱	20
第9節 広域的な活動協力体制	29

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針	31
第2節 平時の安全対策	31
第3節 原子力事業者防災業務計画に関する協議に係る県からの意見聴取に対する回答 および原子力防災要員の現況等の届出の写しの受理	31
第4節 原子力防災専門官および地方放射線モニタリング対策官との連携	32
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	32
第6節 情報の収集・連絡体制等の整備	32
第7節 緊急事態応急体制の整備	35
第8節 避難収容活動体制の整備	39
第9節 緊急輸送活動体制の整備	42
第10節 救助・救急、医療および防護資機材等の整備	42
第11節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	44
第12節 要配慮者に配慮した原子力災害事前対策	44
第13節 市の業務継続計画の策定	46
第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発	46
第15節 防災業務関係者の人材育成	47
第16節 防災訓練等の実施	48
第17節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	50

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針	51
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保	51
第3節 活動体制の確立	61
第4節 屋内退避、避難等の防護措置	83

第5節	治安の確保および火災の予防	90
第6節	飲食物の出荷制限および摂取制限等	90
第7節	緊急輸送活動	92
第8節	救助・救急、消火および医療活動	92
第9節	住民等への的確な情報伝達活動	93
第10節	ボランティア等の受入	96
第11節	行政機関の業務継続に係る措置	97
第12節	要配慮者に配慮した応急対策	97
第4章	原子力災害中長期対策	
第1節	基本方針	99
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	99
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	99
第4節	放射性物質による環境汚染への対処	99
第5節	各種制限措置の解除	99
第6節	災害地域住民に係る記録等の作成	100
第7節	被災者等の生活再建等の支援	100
第8節	風評被害等の影響の軽減	101
第9節	住民相談体制の整備	101
第10節	被災中小企業等に対する支援	101
第11節	心身の健康相談体制の整備	102
第12節	復旧・復興事業からの暴力団排除	102
第5章	広域避難者の受入れ	
第1節	広域避難者の受入れ体制と支援	103

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）および原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工施設、原子炉、貯蔵施設、再処理施設、廃棄施設、使用施設（保安規定を定める施設）の運転および事業所外運搬）により放射性物質または放射線が異常な水準で事業所の外（事業所外運搬の場合は輸送容器の外）へ放出されることによる原子力災害の発生および拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行によって市民の生命、身体および財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

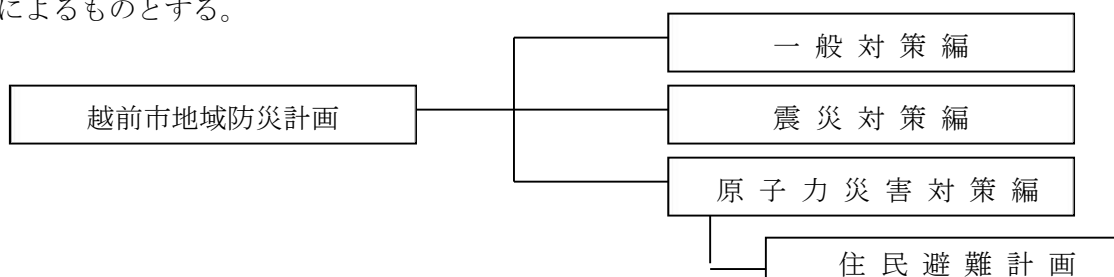
第1 越前市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、越前市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編および県の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて策定したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関および指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で策定されたものである。

越前市等関係機関は想定される全ての事態にて対応できるよう対策を講ずることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

第2 越前市における他の災害対策との関係

この計画は、「越前市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「越前市地域防災計画（一般対策編、震災対策編）」によるものとする。



第 3 計画の構成

この計画の構成は、次の 4 章からなる。

第 1 章 総 則

第 2 章 原子力災害事前対策

第 3 章 緊急事態応急対策

第 4 章 原子力災害中長期対策

第 3 節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては住民への周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第 4 節 計画の策定または修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の策定または修正に際しては、原災法第 6 条の 2 第 1 項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（以下「指針」という。）を遵守するものとする。

また、福井県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正が行われた場合など、修正する必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

第 5 節 計画の基礎とすべき災害の想定

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）における原子力施設からの放射性物質および放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

原子力災害対策を的確に実施するためには、その要因である放射性物質または放射線の放出形態および住民等の生命または身体に危険を及ぼすこととなる被ばくの経路について理解しておく必要がある。

第1 放射性物質または放射線の放出形態

原子力施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気への放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（エアロゾル）等がある。これらは、気体状または粒子状の物質を含んだ空気の一団（プルーム）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度が低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。

また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長時間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。

また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流失した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものでなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

第2 被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。

- (1) 外部被ばく・・・外部被ばくとは、体外にある放射線源から放射線を受けることである。
- (2) 内部被ばく・・・内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。

第6節 原子力災害対策重点区域の範囲

国の指針では、原子力防災資機材、環境放射線モニタリング設備および通信連絡設備の整備、避難対策の確立等の原子力災害対策重点区域の範囲については、各原子力施設に内在する危険性および事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮しつつ原子力施設ごとに設定することを基本とし、指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定めるものとされている。

また、同一の原子力事業所内に設置される全ての原子力施設の原子力災害対策重点区域

の範囲の目安が同一である場合には、当該原子力事業ごとに原子力災害対策重点区域を定めることができる。

なお、原子力災害の発生時に講ずべき防護措置は、異常事態が発生した施設の緊急事態区分等を踏まえたものとする。

- (1) 予防的防護措置を準備する区域 (Precautionary Action Zone。以下「PAZ」という。) 原子力事業所から概ね半径5 kmの範囲
- (2) 緊急防護措置を準備する区域 (Urgent Protective Action Planning Zone。以下「UPZ」という。) 原子力事業所から概ね半径30 kmの範囲

この考え方を踏まえ、福井県においては、原子力災害対策重点区域を包括する市町を表1のとおりとしており、越前市はUPZ関係市町に位置付けられた。

越前市は、日本原子力発電(株)敦賀原子力発電所2号機からは市域のほぼ全域が、また、関西電力(株)美浜原子力発電所3号機からはほぼ半分以上が概ね30 km圏内に位置しており、気象条件等によっては、30 kmを超えて緊急防護措置をとる必要性があることから、原子力災害対策重点区域を市内全域とする。

表1 福井県における原子力災害対策重点区域を包括する市町

原子力施設 (※)	PAZ 関係市町 (概ね5 km)	UPZ 関係市町 (概ね30 km圏)
日本原子力発電(株)敦賀発電所2号機	敦賀市	敦賀市、美浜町、南越前町、 越前市、越前町、若狭町、 小浜市、池田町、鯖江市、 福井市
関西電力(株)美浜発電所3号機	美浜町、 敦賀市	美浜町、敦賀市、若狭町、 南越前町、小浜市、越前市、 越前町
関西電力(株)大飯発電所3号機、4号機	おおい町、 小浜市	おおい町、小浜市、高浜町、 若狭町、美浜町
関西電力(株)高浜発電所1号機、2号機、 3号機、4号機	高浜町	高浜町、おおい町、小浜市、 若狭町

※同一の原子力事業所内に設置される全ての原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲の目安が同一である場合は、原子力事業所

※PAZ 関係市町とUPZ 関係市町の両方に関係するときは、単に「関係市町」という。

下記の原子力施設は、炉規法第43条の3の33の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定

めた原子炉施設であることから、指針に基づき原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設から概ね5 kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとし、関係市町は表1-1のとおりである。

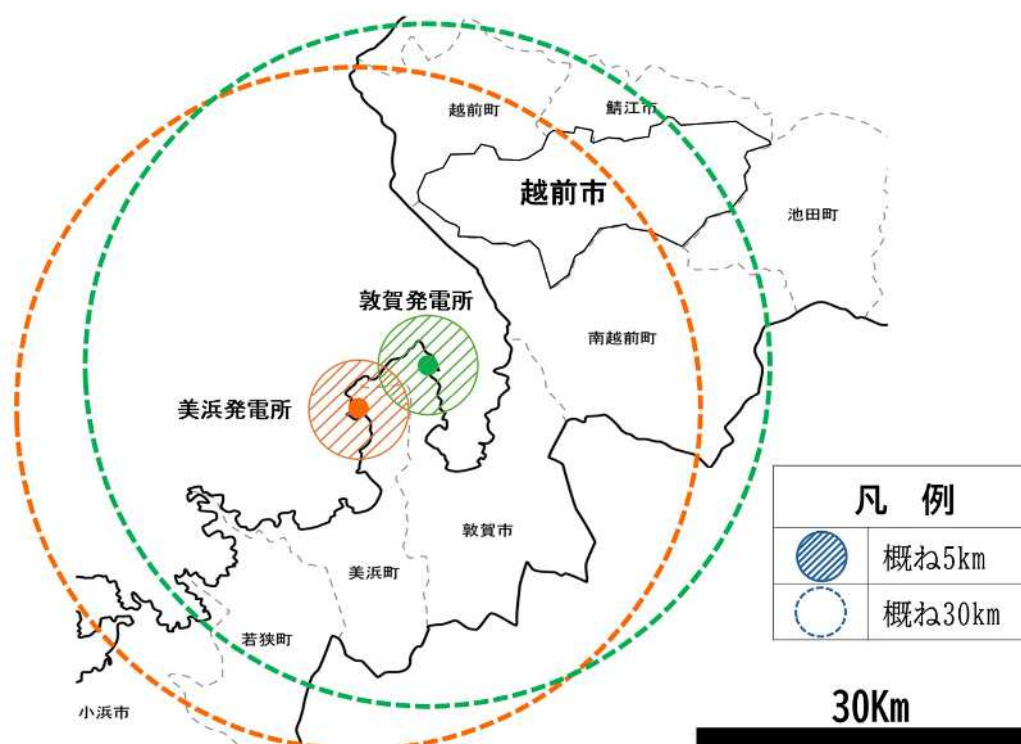
表1-1

原子力事業所もしくは施設	UPZ 関係市町 (概ね5 km圏)
日本原子力発電㈱敦賀発電所1号機 (国研) 日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん、 高速増殖原型炉もんじゅ	敦賀市
(国研) 日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ	敦賀市、美浜町
関西電力㈱美浜発電所1号機、2号機	敦賀市、美浜町
関西電力㈱大飯発電所1号機、2号機	おおい町、小浜市

なお、本市に関連する原子力発電所(日本原子力発電㈱敦賀原子力発電所2号機、関西電力㈱美浜原子力発電所3号機)からのおおむね5 kmおよび30 kmの範囲は、図1のとおりである。

また、福井県内における原子力事業所の概要は、表2のとおりである。

図1 本市に関連する概ね5km、概ね30kmの範囲



(参考)

指針に示されているPAZ、UPZの考え方

(1) 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、緊急時活動レベル(EAL)に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、国際原子力機関(以下「IAEA」という。)の国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること(5kmを推奨)とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5km」を目安とする。

(2) 緊急防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)

UPZとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、緊急時活動レベル(EAL)、運用上の介入レベル(OIL)に基づき、緊急防護措置を準備する区域である。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」を目安とする。

表2 福井県内における原子力事業所の概要

福井県の原子力事業所設置概要

(令和6年9月1日現在)

	原子力事業所	号機	所在地	炉型	認可出力 (万kW)	電調審 決定年月	原子炉設置 許可年月日	着工 年月日	営業(本格)運転 開始年月日
運 転 中	関西電力(株)大飯発電所	3号機	おおい町大島	PWR	118.0	S.60. 1	S.62. 2.10	S.62. 3	H. 5. 2. 2
		4号機	〃	〃	118.0	S.60. 1	S.62. 2.10	S.62. 3	H. 3.12.18
	関西電力(株)高浜発電所	2号機	高浜町田ノ浦	〃	82.6	S.45. 5	S.45.11.25	S.46. 2	S.50.11.14
		3号機	〃	〃	87.0	S.53. 3	S.55. 8. 4	S.55.11	S.60. 1.17
		4号機	〃	〃	87.0	S.53. 3	S.55. 8. 4	S.55.11	S.60. 6. 5
	関西電力(株)美浜発電所	3号機	美浜町丹生	PWR	82.6	S.46. 6	S.47. 3.13	S.47. 7	S.51.12. 1
	小計			6基	575.6				
中 検 査 期	関西電力(株)高浜発電所	1号機	高浜町田ノ浦	PWR	82.6	S.44. 5	S.44.12.12	S.45. 4	S.49.11.14
	小計			1基	82.6				
中 停 止 期	日本原子力発電(株)敦賀発電所	2号機	敦賀市明神町	PWR	116.0	S.53.12	S.57. 1.26	S.57. 3	S.62. 2.17
	小計			1基	116.0				
準 備 中	日本原子力発電(株) 敦賀発電所	3号機	敦賀市明神町	PWR	153.8				
		4号機	〃	〃	153.8				
	小計			2基 28.0	307.6				
措 置 中	(国研)日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん		敦賀市明神町	ATR	16.5		S.45.11.30	S.46. 8	S.54. 3.20 H.15. 3.29
	日本原子力発電(株)敦賀発電所	1号機	敦賀市明神町	BWR	35.7	S.40. 5	S.41. 4.22	S.42. 2	S.45. 3.14
	関西電力(株)美浜発電所	1号機	美浜町丹生	PWR	34.0	S.41. 4	S.41.12. 1	S.42. 8	S.45.11.28
		2号機	〃	〃	50.0	S.42.12	S.43. 5.10	S.43.12	S.47. 7.25
	関西電力(株)大飯発電所	1号機	おおい町大島	PWR	117.5	S.45.10	S.47. 7. 4	S.47.10	S.54. 3.27
		2号機	〃	〃	117.5	S.45.10	S.47. 7. 4	S.47.11	S.54.12. 5
	(国研)日本原子力研究開発 機構高速増殖炉もんじゅ		敦賀市白木	FBR	28.0	S.57. 5	S.58. 5.27	S.60. 9	—
小計				7基	399.2				
合計				17基	1480.6				

BWR(Boiling Water Reactor) : 沸騰水型軽水炉

PWR(Pressurized Water Reactor) : 加圧水型軽水炉

ATR(Advanced Thermal Reactor) : 新型転換炉

FBR(Fast Breeder Reactor) : 高速増殖炉

(注) ① 着工年月は、工事計画認可の月とした。

② (国研)日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの電調審決定年月は、閣議了解の月とした。

第7節 防護措置の準備および実施

第1 全面緊急事態における防護措置

全面緊急事態となった際には、予防的な防護措置として屋内退避を原則実施することとする。

なお、事態の規模や時間的な推移等に応じて、国の指示により段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

第2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置

放射性物質が環境へ放出された場合には、U P Zを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、後述の防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。

第3 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方

（1）緊急事態の段階

緊急事態においては、事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要であることから、緊急事態への対応の状況を、準備段階、初期対応段階、中期対応段階および復旧段階に区分する。

① 準備段階

原子力事業者、国、県、市町等がそれぞれの計画を策定して関係者に周知するとともに、これを訓練等で検証・評価し、改善する。

② 初期対応段階

情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う。

③ 中期対応段階

放射性物質または放射線の影響を適切に管理し、緊急時モニタリングや解析により放射線の状況を十分に把握し、それに基づき、初期対応段階で実施した防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う。

④ 復旧段階

被災した地域の長期的な復旧策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う。

(2) 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方

緊急事態のうち、初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。このため、I A E A等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、以下のように、初期対応段階において、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急防護措置を迅速に実行するための意思決定の体制を構築する。

① 緊急事態区分および緊急時活動レベル（E A L）

ア 基本的な考え方

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めるため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態の初期対応段階を、警戒事態（第1段階）、施設敷地緊急事態（第2段階）および全面緊急事態（第3段階）の3段階に区分する。

【警戒事態（第1段階）】

公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生またはそのおそれがあるため、情報収集や、施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者および安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難など、早期に実施が必要な防護措置の準備（警戒事態を判断するE A Lのうち、原子力施設において異常事象が発生した場合に限る。）を開始する必要がある段階である。

この段階では、県およびP A Z関係市町は、P A Zにおいて、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手する。

【施設敷地緊急事態（第2段階）】

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、県および関係市町は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、P A Zにおいて、施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始するとともに、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備する。

【全面緊急事態（第3段階）】

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

この段階では、県および関係市町は、P A Zにおいて、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講ずる。

また、事態の規模、時間的な推移に応じて、U P Zにおいても、P A Zと同様、避難等の予防的防護措置を講ずる。

なお、U P Z外においても、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、またはそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施する。

イ 具体的な基準

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「E A L」という。）を設定する。

原子力施設ごとのE A Lの設定については、原子力規制委員会が示すE A Lの枠組みに基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において規定する。原子力規制委員会が示す緊急事態区分を判断するE A Lの枠組みの内容は、指針によるものとし、その区分は表3のとおりとする。

表3 各緊急事態区分を判断するE A Lの枠組み

1. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が核燃料物質および原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規法」という。）第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合または原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

【関西電力(株)美浜発電所3号機、関西電力(株)大飯発電所3，4号機、関西電力(株)高浜発電所1，2，3，4号機】

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
警戒事態 (第1段階)	① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、または原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、もしくは停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、または原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、または、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 原子力事業所所在地において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ⑫ 福井県（当該原子力事業所所在地沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合 ⑬ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等） ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長（以下「委員長」という。）または委員長の代行者（以下「委員長代行」という。）が警戒本部の設置が必要と判断した場合

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置およびこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧または低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、または当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより、原子炉の制御に支障が生じること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨ 火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩ 原子炉格納容器内の圧力または温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転および停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、または燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
全面緊急事態 (第3段階)	① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、または停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置およびこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置およびこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちに当該原子炉への注水ができないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力または温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力または最高使用温度に達すること。 ⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 ⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量または原子炉容器内の出口温度を検知すること。 ⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。 ⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、または当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑩ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置もしくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。 ⑪ 燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

2. 実用発電用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

【日本原子力発電(株)敦賀発電所2号】

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
警戒事態 (第1段階)	① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、または当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 原子力事業所所在地において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 福井県（当該原子力事業所所在地沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合。 ④ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下する。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以外の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所等へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
全面緊急事態 (第3段階)	① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以外の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

3. 炉規法第43条の3の33の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた原子炉の運転等のための施設

【(国研) 日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん、(国研) 日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ、日本原子力発電(株)敦賀発電所1号機、関西電力(株)美浜発電所1、2号機、関西電力(株)大飯発電所1、2号機】

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
警戒事態 (第1段階)	① 原子力事業所所在地において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ② 福井県（当該原子力事業所所在地沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合 ③ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ④ 原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
全面緊急事態 (第3段階)	① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難または屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。

運用上の介入レベル（O I L）

ア 基本的な考え方

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくを回避する観点から、基本的には原子力施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講ずることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、県および関係市町等は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を、防護措置の実施を判断する基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。（図2 防護措置実施のフローの例 参照）

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。

これらの措置を講ずる場合には、避難住民に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する避難退域時検査（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。）の結果から簡易除染（簡易な方法による除染）等の措置を講ずるようにしなければならない。

さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講ずる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

イ 具体的な基準および防護措置の内容

これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「O I L」という。）を設定する。

防護措置を実施する国および地方公共団体においては、緊急時モニタリングの結果をO I Lに照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ検討し決めておく必要がある。

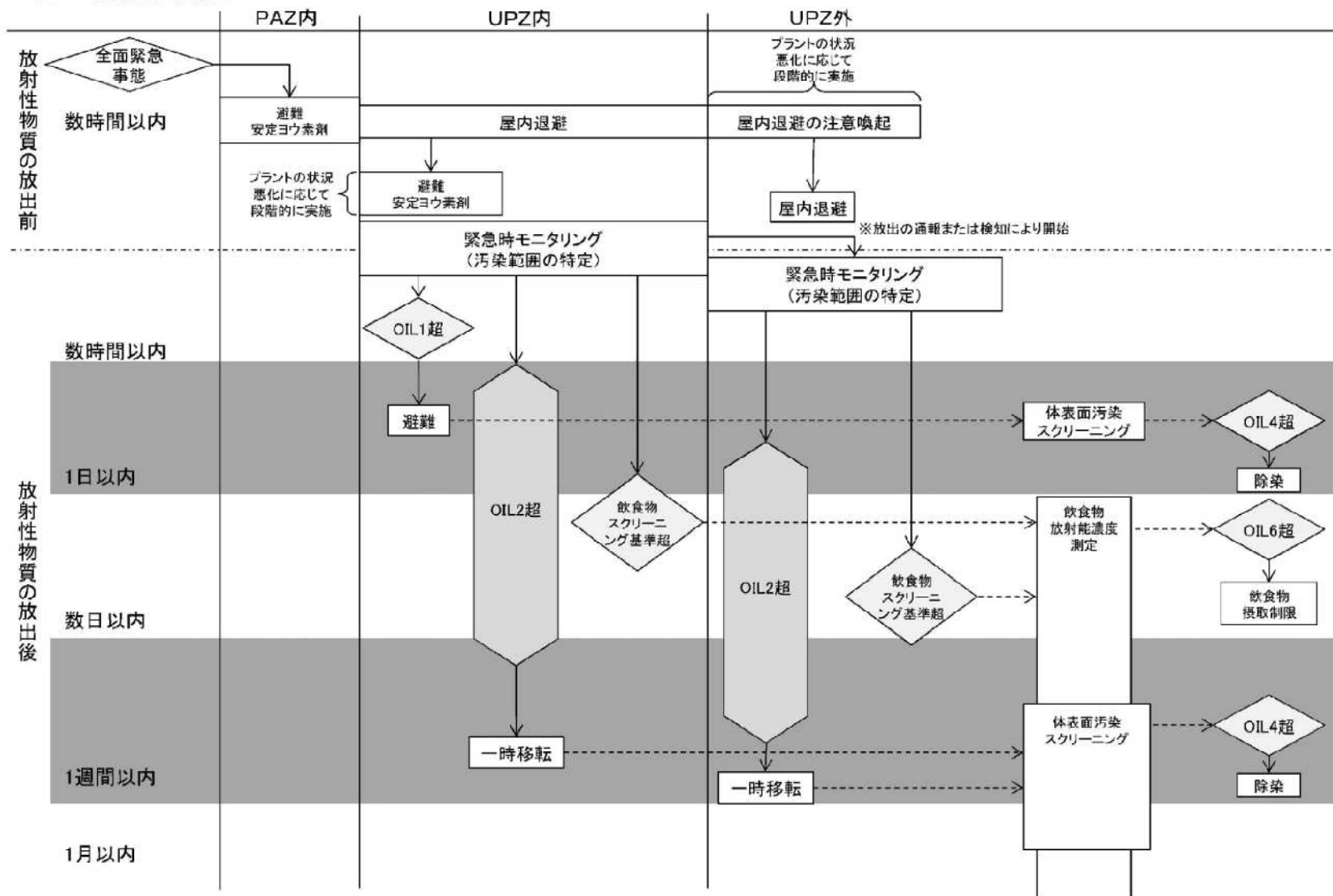
各種防護措置に対応するO I Lの初期設定値は、指針によるものとし、その内容は、表4のとおりとする。

表4 O I Lと防護措置

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2)}			数時間内を目途に地域を特定し、即時避難等を実施 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β線:40,000cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難または一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
			β線:13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2)}			1日内を目途に地域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2)}			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき地域を特定
	O I L 6 (Bq/Kg)	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300	2,000 ^{※8}	
			放射性セシウム	200	500	
			プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種	1	10	
ウラン	20	100				

-
- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 日本で広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、β線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E AのG S G－2におけるO I L 6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象
- ※9 I A E Aでは、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング
- 作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、I A E Aの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき地域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

図2 防護措置実施のフロー



第8節 防災関係機関の事務または業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務または業務の大綱は、越前市地域防災計画（一般災害対策編・地震災害対策編）第1章第4節に定める「防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

（1）越前市

機関名	連絡の窓口	事務または業務
1 越前市	防災危機管理課	(1) 原子力事業者防災業務計画に関する協議に係る県からの意見聴取に対する回答および原子力防災要員の現況等の届出の写しの受理 (2) 原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携 (3) 原子力防災に関する組織の整備 (4) 原子力防災に関する知識の普及・啓発 (5) 原子力防災に関する教育・訓練 (6) 通信・連絡網の整備 (7) 原子力防災に関する機器および諸設備の整備 (8) 環境条件の把握 (9) 災害状況の把握および伝達 (10) 災害対策本部等に関する事務 (11) 緊急時における国、県等との連絡調整 (12) 県の環境放射線モニタリングの実施に対する協力 (13) 住民等に対する広報 (14) 退避および避難に関する計画に関すること (15) 住民の退避・避難、立入制限、救助等 (16) 原子力災害医療措置に関すること (17) 飲食物等の摂取制限等 (18) 緊急輸送および必要物資の調達 (19) 飲料水、飲食物および生活必需品の供給 (20) 防災業務関係者の被ばく管理 (21) 災害救助法の要請 (22) 義援金、義援物資等の受入れおよび配分 (23) 広域応援の要請および受入れ (24) 文教対策 (25) 汚染の除去等

		(26) 各種制限措置の解除 (27) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (28) 風評被害等の影響の軽減 (29) 住民相談体制の整備 (30) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援 (31) 心身の健康相談体制の整備 (32) 県の行う原子力災害対策に対する協力 (33) 学校等の退避(避難)施設としての協力 (34) その他必要と認める事項
2 南越消防組合	警防課	(1) 緊急時における県・市町等との連絡調整 (2) 住民の避難誘導、救助・救急等 (3) 救急搬送に関すること (4) 緊急消防援助隊の受入れに関すること (5) 福井県広域消防相互応援協定に基づく業務

(2) 福井県

機関名	連絡の窓口	事務または業務
1 福井県	危機管理課	(1) 福井県防災会議原子力防災対策部会に関する事務 (2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議および原子力防災要員の現況等の届出の受理 (3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収 (4) 原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携 (5) 原子力防災に関する組織の整備 (6) 原子力防災に関する知識の普及および啓発 (7) 原子力防災に関する教育・訓練 (8) 通信・連絡網の整備 (9) 原子力防災に関する機器および諸設備の整備 (10) 環境条件の把握 (11) 災害状況の把握および伝達 (12) 福井県原子力災害警戒本部および原子力災害対策本部に関する事務 (13) 環境放射線モニタリングの実施および結果の公表 (14) 広報 (15) 住民の退避・避難、立入制限等 (16) 救助・救急および消火に関する資機材の確保およ

		び応援要請 (17) 原子力災害医療措置に関する事務 (18) 飲食物等の摂取制限等 (19) 緊急輸送および必要物資の調達 (20) 飲料水、飲食物および生活必需品の供給 (21) 防災業務関係者の被ばく管理 (22) 自衛隊、国の専門家等の派遣要請および受入れ (23) 災害救助法の適用 (24) 義援金、義援物資の受入れおよび配分 (25) 広域応援の要請および受入れ (26) 文教対策 (27) ボランティアの受入れ (28) 汚染の除去等 (29) 各種制限措置の解除 (30) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (31) 風評被害等の影響の軽減 (32) 住民相談体制の整備 (33) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援 (34) 心身の健康相談体制の整備 (35) 物価の監視 (36) 関係市町の原子力災害対策に関する指示、指導、助言および協力 (37) 関係市町を除く市町への原子力災害対策に関する情報伝達、応援協力要請等 (38) 隣接府県等への原子力災害対策に関する情報伝達、応援協力要請等
	教育庁	(1) 児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導 (2) 原子力災害時における児童・生徒の退避および避難に関する体制の確立と実施 (3) 学校等の退避(避難)施設としての協力
	2 越前警察署	警備課 (1) 周辺地域に関する情報収集 (2) 周辺住民および一時滞在者への情報伝達 (3) 避難の誘導および屋内退避の呼びかけ (4) 交通の規制および緊急輸送の支援 (5) 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持

(3) 指定地方行政機関

機関名	連絡の窓口	事務または業務
1 中部管区警察局	広域調整 第二課	(1) 管区内県警察の指導、調整に関すること (2) 他管区警察局との連携に関すること (3) 関係機関との協力に関すること (4) 情報の収集および連絡に関すること (5) 警察通信の運用に関すること
2 近畿管区行政 評価局 (福井行政監視 行政相談センター)	行政監視 行政相談課	(1) 被災者への生活支援情報の提供 (2) 専用電話を備えた相談窓口の開設 (3) 特別行政相談所の開設
3 北陸総合通信局	総務課	(1) 電波の統制管理および有線電気通信の監理 (2) 原子力災害時における非常無線通信の運用監督
4 北陸財務局 (福井財務事務所)	総務課	(1) 地方公共団体に対する災害復旧事業債および地方 短期資金（災害つなぎ金）の貸付 (2) 原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示 (3) 原子力災害応急措置の用に供する国有地の無償貸 付 (4) 避難場所等として利用可能な国有財産（未利用地、 庁舎、宿舍）の情報収集および情報提供
5 近畿厚生局	総務課	(1) 国立病院の避難施設等の整備と原子力防災訓練の 指導 (2) 原子力災害時における国立病院収容患者の医療等 の指示調整 (3) 原子力災害時における負傷者等の国立病院におけ る医療・その他救助の指示
6 福井労働局 (武生労働基準監督 署)	第二課	(1) 原子力災害時における労働災害調査の実施および 被災労働者の労災補償
7 北陸農政局 (福井県拠点)	企画調整室農 政推進グルー プ	(1) 農産物・農地の汚染対策および除染措置の指導 (2) 原子力災害時における主米穀および応急用食料等 の 確保と引渡し
8 近畿中国森林管理 局(福井森林管理署)	総務課	(1) 国有林における汚染対策
9 近畿経済産業局	資源エネル ギー環境課	(1) 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確 保、物価の安定 (2) 原子力事業所の安全確保および防災に関する協力
10 中部経済産業局 (電力・ガス事業北 陸支局)	総務課	(1) 原子力事業所の安全確保および防災に関する協力

11 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所)	道路管理課	(1) 一般国道(指定区間)の管理
12 中部運輸局 (福井運輸支局)	総務企画担当	(1) 原子力災害時における船舶の運航事業者に対する航海協力要請 (2) 原子力災害時における船舶の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調整 (3) 原子力災害時における施設等の選定および収用の協力要請 (4) 原子力災害における自動車運送事業者に対する輸送協力要請 (5) 原子力災害時における自動車の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調達 (6) 原子力災害による不通区間における輸送、代替輸送等の指導
13 大阪航空局 (小松空港事務所)	管 理 課	(1) 原子力災害時における飛行場使用に関する相互調整
14 東京管区気象台 (福井地方気象台)	防災業務課	(1) 気象状況の把握 (2) 気象に関する資料・情報の提供 (3) 緊急時モニタリング体制への協力

(4) 自衛隊

機関名	連絡の窓口	事務または業務
1 陸上自衛隊	中部方面 総 監 部 防 衛 部 防 衛 課 運 用 室	(1) 原子力災害時におけるモニタリング支援 (2) 原子力災害時における被害状況の把握 (3) 原子力災害時における避難の援助 (4) 原子力災害時における避難者等の捜索援助 (5) 原子力災害時における消防活動 (6) 原子力災害時における救護 (7) 原子力災害時における人員および物資の緊急輸送 (8) 原子力災害時における避難退域時検査および汚染の除去 (9) その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの
2 海上自衛隊	舞鶴地方 総 監 部 防 衛 部	
3 航空自衛隊	第6航空団 防 衛 部	

(5) 指定公共機関および指定地方公共機関

機関名	連絡の窓口	事務または業務
1 N T T西日本(株)	福井支店	(1) 原子力災害時における有線通信の確保
2 日本赤十字社 福井県支部	越前市地区	(1) 原子力災害時における医療救護活動の実施 (2) 原子力災害時における義援金の受付
3 日本郵便(株)	北陸支社	(1) 原子力災害時における郵便業務の確保 (2) 原子力災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱いおよび救護対策
4 武生郵便局	総務課	(1) 原子力災害時における郵便局の窓口業務の維持
5 (株)N T Tドコモ北陸支社	福井支店	(1) 原子力災害時における被災移動通信施設の復旧
6 K D D I(株)	中部北陸 総支社	(1) 原子力災害時における被災通信施設の復旧
7 ソフトバンク モバイル(株)	地域総務部 (北陸)	(1) 原子力災害時における被災通信施設の復旧
8 楽天モバイル(株)	大阪支社	(1) 原子力災害時における被災通信施設の復旧
9 公共交通機関 ・西日本旅客鉄道(株) (北陸新幹線) ・福井鉄道(株) ・(株)ハピラインふくい	金沢支社 武生駅	(1) 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送
10 自動車輸送機関 ・日本通運(株) ・福山通運(株) ・佐川急便(株) ・ヤマト運輸(株) ・濃飛西濃運輸(株)	福井支店 福井支店 本社(中日本) 福井主管支店 福井支店	(1) 災害対策用物資の輸送
11 中日本高速道路(株) 金沢支社	敦賀保全・ サービスセンター	(1) 原子力災害時における道路交通の確保等
12 西日本高速道路(株) 関西支社	福知山高速 道路事務所	(1) 原子力災害時における道路交通の確保等

13 報道機関 ・日本放送協会福井放送局 ・福井放送(株) ・福井テレビジョン放送(株) ・福井エフエム放送(株)		(1) 原子力防災に関する知識の普及の協力 (2) 原子力災害時における広報 (3) 災害情報および各種指示等の伝達
14 電力関係機関 ・日本原子力発電(株) ・(国研)日本原子力研究開発機構 ・関西電力(株)	敦賀発電所 敦賀廃止措置実証本部 原子力事業本部	(1) 原子力事業者防災業務計画の作成および修正 (2) 原子力防災体制の整備および原子力防災組織の運営 (3) 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備 (4) 緊急事態応急対策の活動で整備する資料の整備、施設および設備の整備点検 (5) 原子力防災教育および原子力防災訓練の実施 (6) 関係機関との連携 (7) 緊急時における通報および報告 (8) 緊急時における応急措置 (9) 緊急事態応急対策 (10) 原子力災害事後対策の実施 (11) その他、県および関係市町が実施する原子力災害対策への積極的な協力
・北陸電力(株)	丹南支店	(1) 緊急時モニタリングの協力(国の要請による) (2) その他、県および関係市町が実施する原子力災害対策への積極的な協力
15 研究機関 ・(国研)日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研修センター ・(国研)量子科学技術研究開発機構		(1) 原子炉工学、放射線防護等の専門家による事故事象の評価・検討および緊急事態応急対策への技術的支援 (2) 緊急時モニタリング要員および機器の動員 (3) 原子力防災に関する研修 (4) 原子力防災訓練への参画
16 (公財)福井		(1) 原子力防災に関する知識の普及

原子力センター		(2) 県・市町が実施する災害応急対策への協力
17 ガス関係機関 ・(一社)福井県エルピーガス協会		(1) 原子力災害時における施設の整備、防災管理 (2) 原子力災害時におけるガス供給の確保

(6) 公共的団体および防災上必要な施設の管理者

機関名	連絡の窓口	事務または業務
1 (一社) 武生医師会		(1) 原子力災害時における医療救護活動の実施
2 (一社) 福井県 歯科医師会武生支部		
3 (一社) 福井県 薬剤師会武生支部		
4 越前たけふ農業協 同組合		(1) 農産物の出荷制限等応急対策の指導 (2) 組合員に対する融資またはそのあっせん (3) 食糧供給支援
5 丹南農業協同組合		
6 武生森林組合		(1) 林産物の出荷制限等応急対策の指導 (2) 組合員に対する融資またはそのあっせん
7 南越森林組合		
8 武生商工会議所		(1) 商工業者に対する融資またはそのあっせん (2) 救助用物資および復旧資材の確保、協力ならび にあっせん
9 越前市商工会		
10 越前市観光協会		(1) 観光客への広報協力 (2) 旅館および観光業者への周知協力
11 越前市消防団		(1) 住民の避難誘導および救助 (2) 避難地区の巡回
12 越前市防犯隊		(1) 住民の避難誘導および救助 (2) 警戒地区の警戒協力
13 医療機関		(1) 避難訓練の実施 (2) 原子力災害時における負傷者の医療、助産 救助等への協力
14 越前市 社会福祉協議会		(1) 避難行動要支援者の収容 (2) ボランティアの受入れ配備 (3) 義援金の受付
15 社会福祉施設		(1) 避難訓練の実施 (2) 原子力災害時における入所者の保護

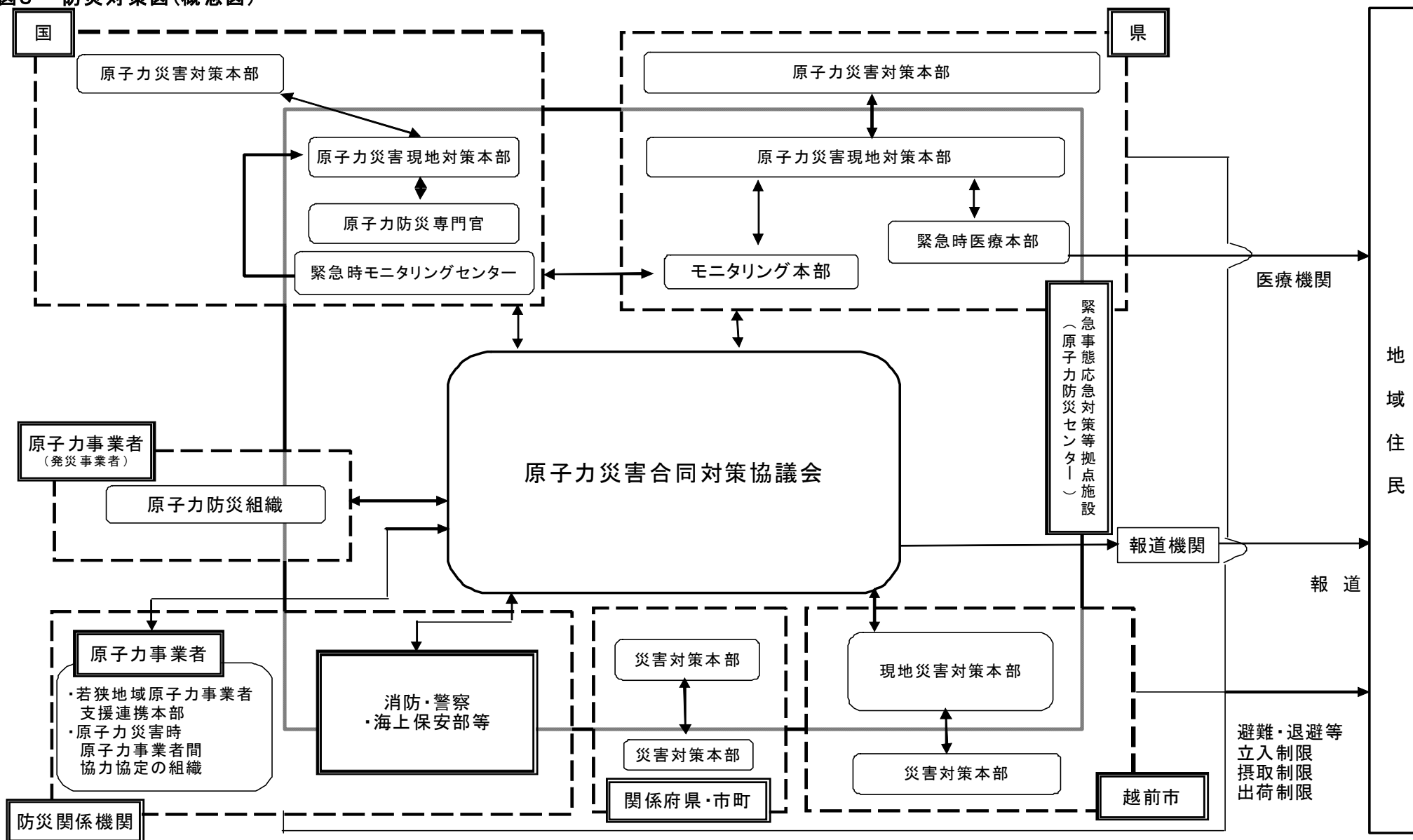
16 金融機関		(1) 被災事業者等に対する資金の融資
17 公共的輸送機関 タクシー、バス、ト ラック など		(1) 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送
18 学校法人		(1) 原子力防災に関する知識の普及および指導 (2) 原子力災害時における生徒・学生の退避・避難に関する体制の確立および実施
19 こしの都ネットワ ーク(株)		(1) 原子力災害時における情報伝達に関するこ と
20 たんなん FM		(1) 原子力災害時における情報伝達に関するこ と
21 越前エネライン(株)		(1) 原子力災害時における施設の整備、防災管理 (2) 原子力災害時におけるガス供給の確保
22 災害時協力協定締 結事業所・団体		(1) 協定内容に基づく緊急時応急対策活動
23 指定管理施設		(1) 避難施設としての協力 (2) 避難訓練の実施

第 9 節 広域的な活動協力体制

原子力災害の特殊性に鑑み、国、国から派遣される専門家、原災法第 30 条第 2 項の規定に基づく業務を行う原子力防災専門官（以下「原子力防災専門官」という。）、上席放射線防災専門官、県、市町、原子力事業者その他防災関係機関等が相互に協力し、広範な活動体制を整え、強力に対処するものとされている。

その体制の概念は、図 3 に示す「防災対策図（概念図）」のとおりである。

図3 防災対策図(概念図)



第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法および災害対策基本法に基づき実施する情報の収集・連絡体制の整備、救急・医療等資機材の整備等、原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 平時の安全対策

平時から施設および周辺の状態を把握し、緊急時における対応を迅速かつ的確に実施するため、次の安全対策を講ずるものとする。

- (1) 市は、原子力災害を未然に防止するため、原災法第7条第1項の規定に基づき原子力事業者が作成した「原子力事業者防災業務計画」を活用し、原子力事業所の安全に関する情報を常に把握するよう努めるとともに、住民の安全を確保するため、原子力事業者と平時からの協力内容等について、協定を締結するなど、必要な準備を整えておくものとする。
- (2) 原子力事業者は、原子力発電所の運転等に際しては、原災法および核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）等、原子力関係法令を遵守し、安全管理に最大限の努力を払い、放射性物質または放射線の放出により住民等に影響が及ぶことがないよう安全を確保するとともに、(1)の協定等を遵守するものとする。

第3節 原子力事業者防災業務計画に関する協議に係る県からの意見聴取に対する回答および原子力防災要員の現況等の届出の写しの受理

- (1) 市は、原子力事業者が作成または修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けたときは、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。
- (2) 市は、原子力事業者が県に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原災法第9条第1項の規定に基づき原子力事業者が選任した原子力防災管理者または副原子力防災管理者の選任または解任、放射線測定設備および原子力防災資機材の現況について、県から写しが送付されてきた場合には受領するものとする。

第4節 原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携

- (1) 市は、地域防災計画（原子力災害対策編）の策定、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集および連絡、原子力防災訓練（以下「防災訓練」という。）の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「県原子力防災センター」という。）の防災拠点としての活用、住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護措置（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。
- (2) 市は、事故時の連絡体制の準備、県や関係市町等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、県と連携し、必要に応じて地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と連携を図り、実施するものとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- (1) 市は、平時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
- (2) 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者と連携し、必要量の確保に努めるものとする。
- (3) 市は、避難所の指定、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

原子力災害時に、防災関係機関における迅速かつ的確な情報収集・連絡および住民に対する的確かつ分かりやすい迅速な情報伝達を行うことが重要なことから、これらに必要な体制および設備の整備を図るものとする。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係るマニュアルを作成し、国、県、関係市町、原子力事業者その他関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

- ① 原子力事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- ② 防護措置に関係する社会的状況把握のための情報収集先
- ③ 防護措置の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ④ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

（2）機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国および県と協力し、車両などによる多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

（3）情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図るものとする。

（4）非常通信協議会との連携

市は、北陸地方非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用および応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

（5）移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災行政無線、携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

（6）関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

第2 防災関係機関相互における通信連絡設備の整備

市は、原子力災害時に、防災活動の円滑な推進を図るとともに住民に対する適切な情報提供を行うため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、移動系防災行政無線や衛星携帯電話など多様な媒体の活用や機動性のある緊急通信手段の確保等を推進するものとする。

また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前

調整するものとする。

(1) 災害に強い伝送路の構築

市は、国および県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化および関連装置の二重化の推進を図るものとする。

(2) 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワーク等の活用努めるものとする。

(3) 災害時優先電話等の活用

市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

(4) 多様な媒体の活用

市は、防災を目的とする情報通信手段・経路の多様化を図るため、移動系防災行政無線をはじめとする各種の電波通信媒体や電気通信事業者の電話回線、CATV、インターネットなど多様な媒体の活用を進めるものとする。

第3 防災対策資料の整備

(1) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、放射線量を先読みするために、本市に影響を及ぼすと考えられる市域外のモニタリングポストについて平時より注視をするなど、原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。

また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国および県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(2) 防災対策上必要とされる資料

市は、国、県および原子力事業者と連携して応急対策の的確な実施に資するため、以下のような原子力施設（事業所）に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質および放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、管理するものとする。

① 原子力施設（事業所）に関する資料

ア 原子力事業者防災業務計画

イ 原子力事業所の施設の配置図

② 社会環境に関する資料

ア 種々の縮尺の地図

イ 人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者の概要、統計的な観光客数などの資料を含む。）

ウ 一般道路、高速道路、林道、農道および鉄道等交通手段に関する資料（道路の幅

- 員、路面状況、交通状況等の情報を含む。)
- エ 避難所および屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料およびあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力等の情報を含む。)
- オ 配慮すべき施設（保育所、幼稚園、学校、病院、老人福祉施設、身体障害者援護施設等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。)
- カ 拠点となる原子力災害医療機関に関する資料（医療施設に関する位置、収容能力等)
- ③ 放射性物質および放射線の影響予測に関する資料
- ア 気象に関する資料
- イ モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定候補地点図等
- ウ 平時環境放射線モニタリング資料
- エ 水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
- オ 農林水産物の生産および出荷状況
- ④ 防護資機材等に関する資料
- ア 防護資機材の備蓄・配備状況
- イ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
- ⑤ 緊急事態発生時の組織および連絡体制に関する資料
- ア 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む。)
- イ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など)
- ウ 状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表
- ⑥ 避難に関する資料
- ア 避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの)
- イ 避難所運営体制（避難所、連絡先、運営組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの)

第7節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

第1 応急活動のためのマニュアル作成

市は、県と協議の上、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員その他防災関係機関

に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

第2 職員の参集体制

市は、速やかに職員が参集し、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

第3 職員の配備体制等

市は、緊急時に迅速かつ的確に応急対策活動を実施するため、第3章第3節第1の表6に示す配備基準に基づく配備体制および動員体制を整備するとともに、原子力災害警戒本部、原子力災害対策本部等の設置基準、設置場所、組織、事務分掌、職員の派遣方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

また、市は、迅速な防護措置の実施が必要となった場合に備え、防護措置の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておくものとする。この際意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡および指示のための情報伝達方法と、意志決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

第4 国の原子力災害現地対策本部の立ち上げ準備体制

市は、原子力災害警戒本部を設置した場合、直ちに国および県と協力して、国が県原子力防災センターにおいて設置する原子力災害現地対策本部の立ち上げが迅速に行えるよう、原子力災害合同対策協議会機能班への参画等、あらかじめ職員の派遣体制、通信機器等の必要な資機材等を整備するものとする。

第5 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

市は、国が現地事故対策連絡会議を県原子力防災センターにおいて開催する場合、これに市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、派遣手段等を定めておくものとする。

第6 県原子力防災センターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

- (1) 市は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、関係周辺都道府県とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、この協議会は、県原子力防災センターに設置することとされている。

このため、市は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員およびその派遣方法等に

について、原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

- (2) 市は、原子力災害合同対策協議会のもとに設置される機能班に配置する職員およびその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。なお、機能班は、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担い、国、県、関係周辺府県、市町、関係機関および原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされている。

第7 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県および関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

第8 防災関係機関相互の連携体制

市は、平時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

第9 消防の相互応援体制および緊急消防援助隊

南越消防組合は、消防の応援について消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

第10 自衛隊との連携体制

市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求するものとする。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野(救急、救助、応急医療、緊急輸送等)について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平時よりその想定を行っておくものとする。

第11 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国および県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング(「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。)等の場所等に関する広域的な応援要請ならびに必要な応じて、被災時に関係市町と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町間の応援協定締結の促進を図り、応援および受援に関する連絡および要請の手順など必要な準備を整えるものとする。

市は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、市は、県域を超えた自治体と、災害時の相互応援協定の締結を推進するものとする。

なお、災害時相互応援協定等の締結状況は、越前市地域防災計画資料編に示す。

第12 モニタリング体制等

「警戒事態」発生後、県においては「福井県モニタリング本部」を設置し、「施設敷地緊急事態」発生までの間、県および原子力事業者等が連携して平時モニタリングの強化および緊急時モニタリングの準備が実施される。

「施設敷地緊急事態」発生後は、原子力規制委員会の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会および関係省庁）、県、関係府県、原子力事業者および関係指定公共機関等の要員により構成される。

市は、緊急時モニタリングにおける、県等の関係機関との協力のあり方について整理するとともに、連絡体制を構築しておく。

第13 複合災害に備えた体制の整備

- (1) 市は、国および県と連携し、複合災害（同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員・資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合は、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、要員・資機材の投入判断を行うよう計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

- (2) 市は、複合災害の発生により、防災活動に必要な人員および防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材および防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県および原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

第8節 避難収容活動体制の整備

第1 避難計画の作成

市は、国、県および原子力事業所の協力のもと、住民の避難が迅速かつ円滑に行われるよう、避難先や避難手段について定める「越前市住民避難計画」を作成するものとする。

また、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は原子力災害対策重点区域外とし、県が要綱で定める坂井市、あわら市、石川県小松市および能美市とする。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

[原子力災害時における広域避難先]

県内避難先	県外避難先
坂井市、あわら市	石川県 小松市、能美市

第2 避難所等の整備

(1) 避難所等の整備

市は、県の助言のもと、小中学校や地区公民館、社会体育施設等の公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所および避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。また、県の助言のもと、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるものとする。

また、市は、指定緊急避難場所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮し、国および県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進するなど、広域避難体制を整備するものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

市は、県と協力し、住民等の避難誘導資機材、移送用資機材・車両等の確保に努めるものとする。

(3) コンクリート屋内退避施設の把握

市は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設について予め調査し、把握に努めるものとする。

なお、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効であるとされている。

（４）応援協定の締結

市は、県の助言のもと、広域災害時に円滑な避難が可能となるよう市が指定した広域避難先自治体と応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

（５）被災者支援の仕組みの整備

市は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

市は、県および国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。

市は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成・更新、避難所や避難者の情報管理に係る手続のほか、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金等の被災者支援に係る手続が円滑に行われるよう、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。

（６）避難所の備蓄

市は、避難所において、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品等避難生活に必要な物資等を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

（７）避難所における設備等の整備

市は、県と協力し、避難所において、仮設トイレ、携帯トイレ、マット、簡易ベッド、パーティション、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器や、感染症対策に必要な物資等の整備を図り、家庭動物の飼養に関する資材についても整備に努める、パーティションや簡易ベッド等については、避難所開設当初から設置するよう努めるものとする。

（８）物資等の備蓄に係る整備

市は、県と協力し、避難所またはその近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。

第3 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県および市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒および学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、避難所等、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市との間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

第4 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

駅その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県および市と連携し、避難誘導に係る計画の作成および訓練の実施に努めるものとする。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画および訓練とするよう努めるものとする。

第5 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、屋内退避または避難のための立退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をする場合があることに留意する。

第6 避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

市は、県の支援の下、避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を市と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

第7 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国と連携して警戒区域（災害対策基本法第63条に定める区域）を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

第8 避難所等・避難方法等の周知

市は、県の助言のもと、避難退域時検査および簡易除染、甲状腺被ばく線量モニタリング、安定ヨウ素剤の配布等の場所、避難誘導方法（自家用車の利用、バス等で避難する場合の一時集合場所、拠点避難所、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含

む。)ならびに屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者および対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市は、国、県および原子力事業者の協力のもと、情報収集事態（所在市町において震度5弱または震度5強の地震が発生した場合等（福井県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。以下同じ。）および警戒事態発生後の経過に応じて住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

なお、要配慮者に対する退避等体制については、本章第12節「要配慮者に配慮した原子力災害事前対策」によるものとする。

第9節 緊急輸送活動体制の整備

第1 専門家の移送体制の整備

市は、量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定手続、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

第2 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるとともに、県および県警察が整備する緊急輸送路の確保体制に協力ものとする。

第10節 救助・救急、医療および防護資機材等の整備

第1 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県および南越消防組合と協力し、救助・救急活動に必要な資機材の整備に努めるものとする。

第2 救助・救急機能の強化

市は、県、南越消防組合および原子力事業者と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

第3 原子力災害医療活動体制等の整備

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

第4 安定ヨウ素剤の服用体制の整備

- (1) 市は、県と連携し、緊急時に住民等が避難や屋内退避等を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄するとともに、配布場所、配布のための手続、配布および服用に関与する薬剤師等の手配等についてあらかじめ定めるものとする。
- (2) 市は、県と連携し、避難や屋内退避等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の効果、服用対象者、服用を控えるべき人、避けるべき飲み合わせ等について説明するための態勢等をあらかじめ準備しておくものとする。
- (3) 市は、県が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するものとする。
- (4) 市は、紛失や観光客など一時的に滞在する者（以下「一時滞在者」という。）に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行うものとする。
- (5) 安定ヨウ素剤の配布・服用については、原子力規制委員会がその必要性を判断し、国の災害対策本部の指示により対処するものとする。

第5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備等

- (1) 市は、国および県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者（原子力災害時において、地域住民に対する広報・指示伝達、地域住民の避難誘導、交通整理等の災害応急対策活動を実施する者および放射性汚染物の除去等の災害復旧活動を実施する者をいう。以下同じ。）の安全確保のための資機材の整備を図るものとする。
- (2) 市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平時より、国、県および原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第6 物資の備蓄、供給活動体制の整備

- (1) 市は、国、県および原子力事業者と連携し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ調達、備蓄、輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。

また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送

が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄または避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点を踏まえ物資拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

- (2) 市は、国、県と連携のうえ、物資拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

第11節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 市は、国および県と連携し、情報収集事態および警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割および手段等の明確化に努めるものとする。
- (2) 市は、国および県と連携し、地震や土砂災害等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう、体制、防災行政無線等の無線設備（戸別受信機を含む）、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。
- (3) 市は、国および県と連携し、住民等からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。
- (4) 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国および県と連携し、要配慮者および一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- (5) 市は、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。
- (6) 市は、一時滞在者が動揺や混乱を招かぬよう、広報車、防災行政無線、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用して、迅速かつ的確に情報を提供できるよう、情報伝達手段の確立を図るものとする。

第12節 要配慮者に配慮した原子力災害事前対策

市は、放射性物質または放射線は通常五感に感じないため、要配慮者には特に配慮が必要であることから、要配慮者に配慮した防災対策の推進を図る。

第1 災害応急体制の整備

- (1) 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

市は、県の協力のもと、要配慮者および一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

- ① 要配慮者および一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。
- ② 要配慮者および一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備するものとする。
- ③ 避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に一層努めるものとする。
- ④ 必要に応じて、避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入体制の整備を支援するものとする。

(2) 病院等医療機関の災害応急体制

病院等医療機関の管理者は、県および市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

(3) 社会福祉施設の災害応急体制

介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県および市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

第2 防災知識の普及

(1) 支援体制の整備

市および県は、防災知識の普及を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

(2) 要配慮者に対する防災知識の普及啓発

市は、県と協力して、漫画、ビデオ、外国語版の防災パンフレットを活用するなど要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行うものとする。

(3) 生徒等に対する防災知識の普及啓発

保育所、幼稚園、学校等の管理者は、市および県と連携し、保育士、教職員等に対して防災知識の普及を図るとともに、生徒等に対して防災教育の推進を図るものとする。

第3 防災訓練における配慮事項

市および県は、防災訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様にニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよ

う努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するように努めるものとする。

第13節 市の業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施およびその訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発

第1 基本方針

住民においても、平時から原子力防災に関する基礎的な知識を得て、万一の緊急時にどのような行動が必要になるかを理解しておくことが円滑な防護措置を実施する上で必要である。このため市は、広報紙、防災教育等の機会やインターネットなどを活用して住民の原子力防災に関する知識の普及啓発に努めるものとする。

第2 住民に対する防災知識の普及

(1) 広報活動

市は、国、県および原子力事業者と協力して、住民等に対し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。

- ① 放射性物質および放射線の特性
- ② 原子力施設の概要
- ③ 避難場所等の位置
- ④ 原子力災害と原子力防災対策
 - ア 過去の原子力災害の事例
 - イ 原子力災害に関する特性
 - ウ 原子力災害対策特別措置法の概要
 - エ 県、国等が緊急時に講ずる原子力防災対策の内容

⑤ 原子力災害時における留意事項

- ア 緊急時にとるべき行動
- イ 避難場所等での行動
- ウ 飲料水、飲食物等備蓄物資の留意点

⑥ その他必要な事項

(2) 広報の方法

防災知識の普及に当たっては、広報紙、パンフレット等のほか、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオやインターネット等を活用するものとする。

(3) 防災訓練の活用

防災訓練を行うに当たっては、住民に対する防災知識の普及も考慮に入れて実施するものとする。

(4) 要配慮者への配慮

防災知識の普及と啓発を行うに当たっては、地域において要配慮者に配慮した支援体制の整備が図られるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の支店へ十分に配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

(5) 要配慮者に対する防災知識の普及

要配慮者に対する防災知識の普及については、本章第12節「要配慮者に配慮した原子力災害事前対策」によるものとする。

(6) 避難状況の把握

市は、避難状況の確実な把握のため、住民等が市の指定した避難場所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

(7) 災害に関する資料の公開

市は、国および県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

第15節 防災業務関係者の人材育成

第1 基本方針

市は、国および県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。

第2 市における研修

- (1) 市は、国、指定公共機関が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修会等に積極的に参加するとともに、保有する資機材および装備の使用方法等の習熟を図るものとする。

また、国および防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。

なお、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性等、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- ① 原子力防災体制および組織に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響および放射線防護に関すること
- ⑤ モニタリングの実施方法および機器、モニタリングにおける気象予測等に関することに関すること
- ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ⑦ 緊急時に市、県および国等が講ずる対策の内容
- ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動および留意事項に関すること
- ⑨ 原子力災害医療（応急手当を含む。）に関すること
- ⑩ その他緊急時対応に関すること

- (2) 市は、県との適切な役割分担により、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

第16節 防災訓練等の実施

第1 基本方針

市は、原子力災害に際し、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから、各種の防災訓練を行うことにより、防災体制の確立と防災意識の高揚を図るものとする。

第2 訓練計画の策定

- (1) 市が主体となつて行う防災訓練の計画策定

市は、国、原子力防災専門官、県、関係市町、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者およびその他防災関係機関の支援のもと、以下に掲素ごとまたは各要素を

組み合わせた訓練の計画策定を行うものとする。

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② 県原子力防災センターへの参集、立ち上げ、運営訓練
- ③ 緊急時通信訓練
- ④ 緊急時モニタリング訓練
- ⑤ 緊急時予測システム情報の活用訓練
- ⑥ 原子力災害医療訓練
- ⑦ 住民に対する情報伝達訓練
- ⑧ 住民避難訓練
- ⑨ 消防活動訓練・人命救助活動訓練

(2) 市は、県が主体となって行う防災訓練の計画策定に協力するものとする。

(3) 市は、国が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に、本市が含まれる場合には、避難および住民に対する情報提供など市が行うべき防災対策、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

第3 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

市は、計画に基づき、国、県および原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごとまたは各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

市は、国が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、本節第2(3)に掲げる実施計画に基づき、必要に応じて住民の協力を得て、国、県および原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

第4 実践的な訓練の実施と事後評価

市は、訓練を実施するにあたっては、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定したシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救護活動等の連携強化に留意するものとする。

また、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、訓練に参加した関係機関等と実施結果、成果、抽出された反省点等を検討し、これらを共有するものとし、明らかになった課題に関して、緊急時の対応に係る計画やマニュアルの改善等を行うものとする。

第17節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。

こうした輸送の特殊性等を踏まえ、越前市内で発生した事故については、市および防災関係機関において、次により対応するものとする。

- (1) 事故の通報を受けた南越消防組合は、直ちにその旨を市および県危機対策・防災課に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- (2) 市は、事故の状況の把握に努めるとともに、国および県の指示に基づき、または独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、原子力事業者等から警戒事態または施設敷地緊急事態の通報があった場合の対応および原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保

原子力施設において緊急事態が発生した場合は、事態の区分に応じ、原子力事業者、国（原子力規制委員会）および県から必要な情報が通報される。これを受け市は、県、各関係機関等と相互に情報交換し、密接に連絡を取り合うこととする。

第1 情報収集事態発生時の通報連絡

（1）国が行う通報連絡

国（原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室）は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生について、関係省庁、県および関係市町に対し連絡を行う。

（2）点検状況等の報告および連絡

① 原子力事業者の措置

原子力事業者は、情報収集事態を認知した場合には、直ちに原子力事業所の施設および設備を点検するとともに、その点検結果について異常の有無に関わらず、県および関係市町に連絡するものとする。

② 国の措置

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、情報収集事態後の状況について関係省庁、県、関係市町に対し連絡を行う。

③ 市および県の措置

市および県は、上記①または②の連絡を受けた場合、異常がないときにおいても、その旨を住民等に対し、報道機関の協力を得るなどして迅速に広報するものとする。

第2 警戒事態（第1段階）発生時の通報連絡

（1）原子力事業者が行う通報連絡

原子力防災管理者は、警戒事態（第1段階）に該当する事象の発生を確認したときは、

直ちに市、南越消防組合、越前警察署をはじめ、国（原子力規制委員会、原子力防災専門官）、県、関係市町および各関係機関に、次に掲げる事項を通報する。また、あらかじめ定める関係機関へ連絡を行うものとする。

なお、越前市に關係する原子力事業所ごとの關係市町等については表5のとおりである。

- ① 事故発生の時刻
- ② 事故発生場所
- ③ 事故の原因
- ④ 事故の程度、放射性物質または放射線の放出状況およびその可能性
- ⑤ 気象状況（風向・風速）
- ⑥ その他必要と認める事項

（2）国が行う通報連絡

国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部）は、警戒事態の発生を確認するとともに、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から市をはじめ、関係省庁、県、関係市町に対し連絡を行う。

また、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。

（3）県が行う通報連絡

本節第2（1）の通報を受けた県は、直ちに国（原子力規制委員会および消防庁特殊災害室）、原子力防災専門官、県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部および自衛隊に連絡するとともに、その他の防災関係機関にも連絡するものとする。

また、本節第2（2）の連絡を受けた県は、直ちに県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部および自衛隊に連絡するとともに、その他の防災関係機関にも連絡するものとする。

（4）市が行う通報連絡

本節第2（1）の通報を受けた市は、その旨を直ちに県に連絡するものとする。

（5）警戒事態発生時における通報連絡系統

警戒事態発生時における通報連絡系統は、図4のとおりとする。

第3 警戒事態（第1段階）発生時の通報後の災害状況の報告および連絡

（1）原子力事業者が行う報告

原子力防災管理者は、本節第2（1）による通報を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について、遅滞なく所定の様式に必要事項を記入し、本節第2（1）に定める機関にファクシミリで随時報告するものとする。また、あらかじめ定める関係機関へ情報提供を行うものとする。

これらの関係機関は、災害状況の適切な把握と応急対策の実施のため、相互に連絡をと

るものとする。

(2) 県が行う連絡

- ① 本節第3(1)の報告を受けた県は、直ちに国（原子力規制委員会および消防庁特殊災害室）、原子力防災専門官、県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊および必要に応じその他防災関係機関に連絡するものとする。
- ② 県は、緊急時モニタリング計画に基づき実施した環境放射線モニタリングの結果を遅滞なく国（原子力規制委員会および消防庁特殊災害室）、原子力防災専門官、県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊、また必要に応じその他防災関係機関に連絡するものとする。
- ③ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況、県防災ヘリコプター、衛星車載局等により収集した情報、国および原子力防災専門官から得た情報、関係市町等の災害状況等を取りまとめ、遅滞なく上記①の防災関係機関に連絡するものとする。

(3) 市が行う連絡

市は、次に掲げる災害情報等を災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、遅滞なく県に連絡するとともに、南越消防組合および越前警察署と相互に連絡をとるものとする。また、報告の種類、報告の方法等については、福井県地域防災計画（本編）第3章第5節「情報および被害状況報告計画」によるものとし、本事項については、本節第5および第6においても適用するものとする。

- ① 災害発生に関する情報
- ② 災害の状況
- ③ 住民の状況
- ④ 応急対策の活動状況
- ⑤ 県に対する要請事項
- ⑥ その他応急対策の実施に際し必要な事項

この場合において、災害情報の連絡は、住民の生命、身体および財産に関する事項を優先するものとする。

(4) 災害状況の報告および連絡系統

災害状況の報告および連絡系統は図5のとおりとする。

第4 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の通報連絡

(1) 原子力事業者から施設敷地緊急事態（第2段階）に該当する事象の発生通報があった場合

① 原子力事業者が行う通報連絡

原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態（第2段階）に該当する事象の発生について通報を受け、または自ら発見したときは、直ちに市、南越消防組合、越前警察署をはじめ、国（官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府）、県、原子力防災専門官、関係

府県、県警察本部、敦賀海上保安部および各関係機関にファクシミリで同時に通報し、その着信を確認するものとする。また、あらかじめ定める関係機関へ連絡を行うものとする。

② 国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）が行う通報連絡

原子力防災管理者から通報を受けた国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）は、通報を受けた事象について、発生を確認したことおよび事象の概要、事象の今後の進展の見通し等の事故情報を県をはじめ、官邸（内閣官房）、内閣府、関係市町、関係府県、県警察本部および公衆に連絡する。

また、P A Z 関係市町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、U P Z 関係市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、U P Z 外の区域を管轄する市町に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れおよび施設敷地緊急事態避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。

③ 県が行う通報連絡

国（原子力規制委員会）、原子力防災専門官および原子力防災管理者から通報・連絡を受けた県は、通報・連絡を受けた事項について、直ちに県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊および関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

④ 市が行う通報連絡

原子力防災管理者から通報・連絡を受けた市は、通報・連絡を受けた事項について、直ちに県に通報・確認するとともに、各関係機関および関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

⑤ 原子力防災専門官が行う通報連絡

原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡する。

また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ国、所在市町および関係府県に連絡する。

⑥ 施設敷地緊急事態発生時における通報連絡系統

施設敷地緊急事態発生時における通報連絡系統は、図6のとおりとする。

第5 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の通報後の災害状況の報告および連絡

（1）原子力事業者が行う報告

原子力防災管理者は、市、南越消防組合、越前警察署をはじめ、国（官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府）、県、原子力防災専門官、関係府県、県警察本部、敦賀海上保安部および各関係機関に、本節第4（1）の通報を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について、遅滞なく所定の様式に必要事項を記入し、ファクシミリで随時報告す

るものとする。また、あらかじめ定める関係機関へ連絡を行うものとする。

また、原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生通報後、国が設置する関係省庁事故対策連絡会議および現地事故対策連絡会議にも同様の連絡を行うものとする。

(2) 県が行う連絡等

- ① 県は、国（原子力規制委員会）および原子力防災専門官から情報を得るとともに、原子力防災管理者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
- ② 県および所在市町は、各々が行う応急対策活動の状況について、相互の連絡を密にするものとする。
- ③ 県は、県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊および必要に応じその他指定地方公共機関との間において、原子力防災管理者および国（原子力規制委員会）から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

なお、県は、国の現地事故対策連絡会議設置後、上記①～③に掲げる応急対策活動の状況等について、現地事故対策連絡会議に報告するものとし、情報の共有を行うなど、連絡を密にするものとする。

(3) 市が行う連絡等

- ① 市は、県、関係市町および関係機関が各々行う応急対策活動の状況について、相互の連絡を密にするものとする。
- ② 市は、南越消防組合、越前警察署、関係機関および必要に応じ指定地方公共機関との間において、原子力防災管理者および国（原子力規制委員会）から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
- ③ 市は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

第6 全面緊急事態（第3段階）発生時の通報連絡および原子力緊急事態宣言発出後の緊急事態応急対策状況の連絡・調整等

(1) 原子力事業者が行う報告

原子力防災管理者は、全面緊急事態（第3段階）に該当する事象の発生について通報を受け、または、自ら発見したときは、直ちに市、南越消防組合、越前警察署をはじめ、国（官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府）、県、原子力防災専門官、関係府県、県警察本部、敦賀海上保安部および各関係機関にファクシミリで同時に通報する。さらにその着信を確認するものとする。また、あらかじめ定める関係機関へ連絡を行うものとする。

(2) 国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）が行う通報連絡

国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）は、全面緊急事態（第3段階）または原子力緊急事態が発生したと判断したときは、直ちに指定行政機関、関係省庁および

関係地方公共団体に連絡を行う。

(3) 県が行う連絡および対応

- ① 国（原子力規制委員会）、原子力防災専門官および原子力防災管理者から通報・連絡を受けた県は、通報・連絡を受けた事項について、直ちに県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊および関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。
- ② 県は、原子力緊急事態宣言発出後、原子力災害合同対策協議会のもとに設置される機能班に職員を派遣することにより、常時必要な情報を共有するとともに、災害対策本部が行う緊急事態応急対策について、必要な調整を行うものとする。

(4) 市が行う連絡および対応

- ① 国（原子力規制委員会）、原子力防災専門官および原子力防災管理者から通報・連絡を受けた市は、通報・連絡を受けた事項について、直ちに南越消防組合、越前警察署、関係機関および関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。
- ② 市は、原子力緊急事態宣言発出後、原子力災害合同対策協議会のもとに設置される機能班に職員を派遣することにより、常時必要な情報を共有するとともに、災害対策本部が行う緊急事態応急対策について、必要な調整を行うものとする。

(5) 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員が行う連絡・調整

原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、現地原子力防災センターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県および関係市町をはじめ、原子力防災管理者その他防災関係機関の間の連絡・調整を行うものとされている。

第7 放射性物質または放射線の影響の早期把握のための活動

市は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等について、国や県等の関係機関に協力するものとする。

第8 通信手段の確保

本節第2（1）の通報があったとき、市、南越消防組合、越前警察署その他防災関係機関は、直ちに情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

また、地震や土砂災害等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、衛星通信回線、防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

表5 (本節第2(1)関係)

原子力事業所に係る関係市町等一覧(越前市に關係する事業所のみ)

原子力事業所	関係市町	関係警察署	関係消防本部
日本原子力発電(株) 敦賀発電所	敦賀市、美浜町、 南越前町、越前市、 越前町、若狭町、 小浜市、池田町、 鯖江市、福井市	敦賀警察署 越前警察署 鯖江警察署 小浜警察署 福井南警察署	敦賀美方消防組合 消防本部 南越消防組合消防本部 鯖江・丹生消防組合 消防本部 若狭消防組合消防本部 福井市消防局
(国研) 日本原子力 研究開発機構 新型転換炉原型炉 ふげん	敦賀市	敦賀警察署	敦賀美方消防組合 消防本部
(国研) 日本原子力 研究開発機構 高速増殖原型炉 もんじゅ	敦賀市、美浜町、	敦賀警察署	敦賀美方消防組合 消防本部
関西電力(株) 美浜発電所	美浜町、敦賀市、 若狭町、南越前町、 小浜市、越前市 越前町	敦賀警察署 越前警察署 鯖江警察署 小浜警察署	敦賀美方消防組合 消防本部 南越消防組合消防本部 鯖江・丹生消防組合 消防本部 若狭消防組合消防本部

図 4（本節第 2（5）関係）
警戒事態発生時の通報連絡系統

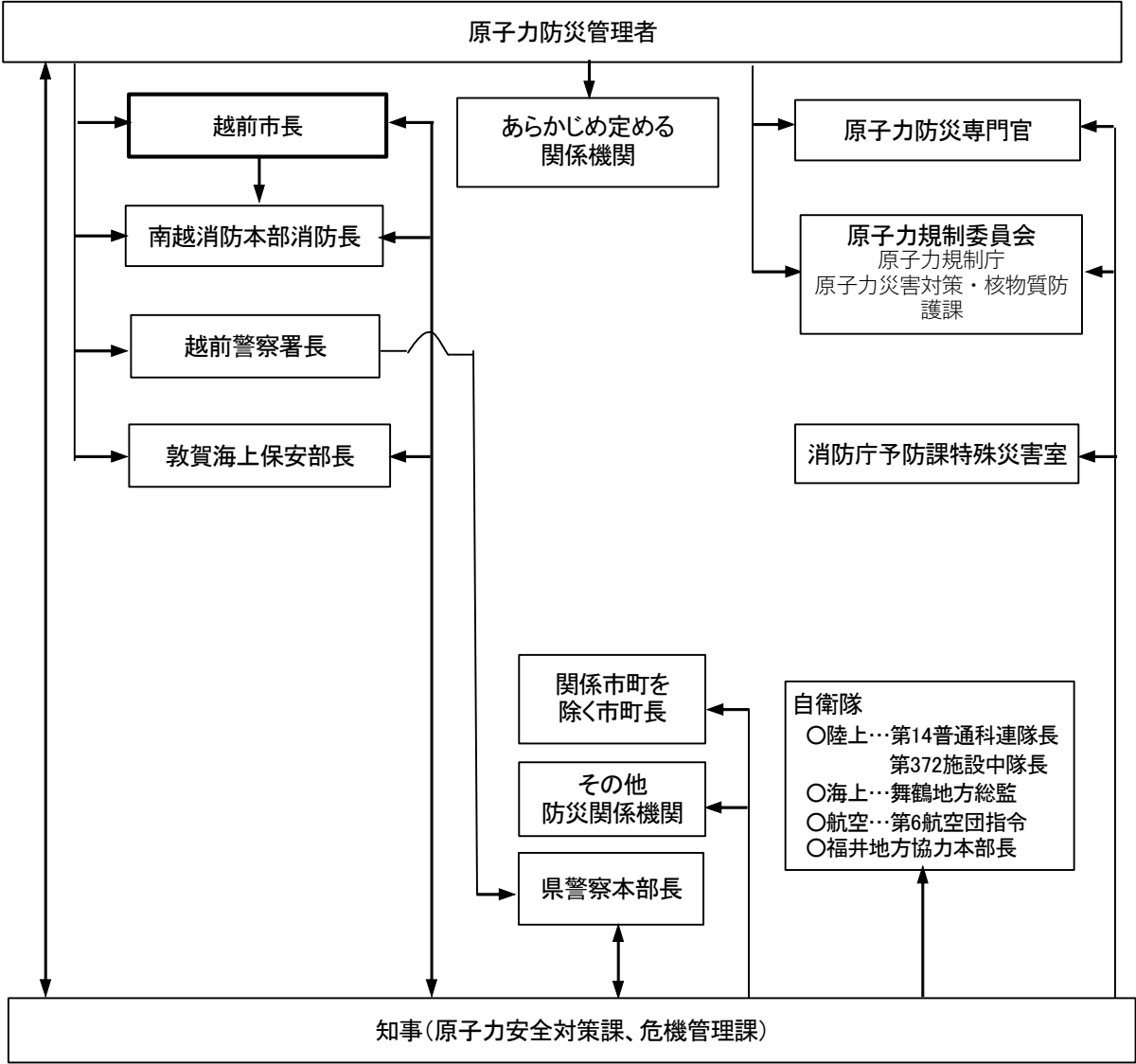
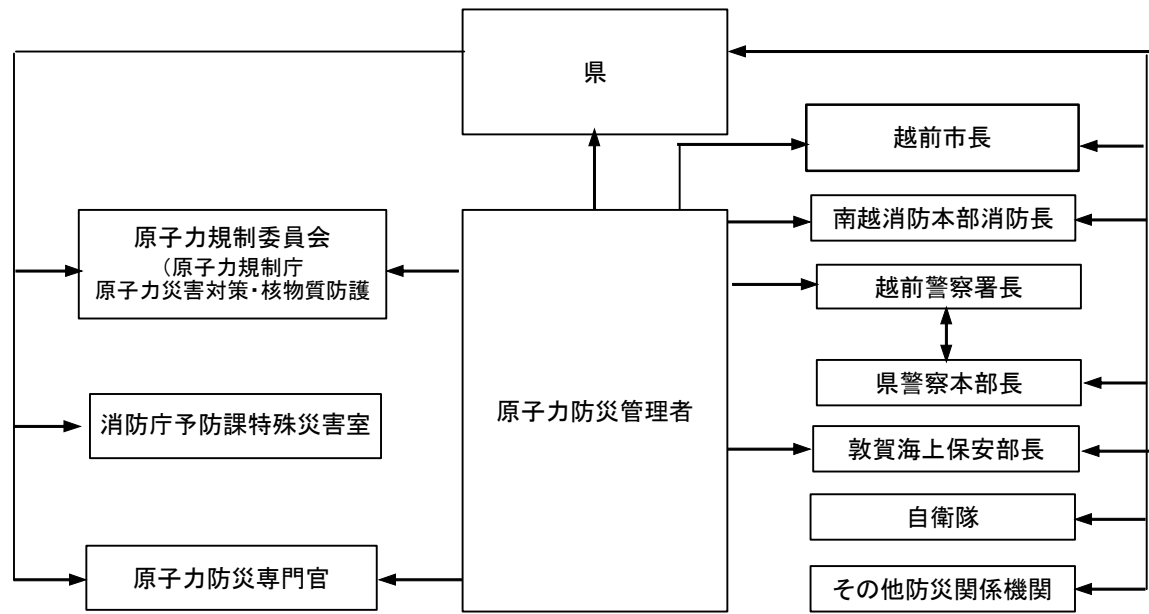


図5（本節第3（4）関係）
災害状況の報告及び連絡系統図
（1）県の原子力災害警戒本部設置前



（2）県の原子力災害警戒本部設置後

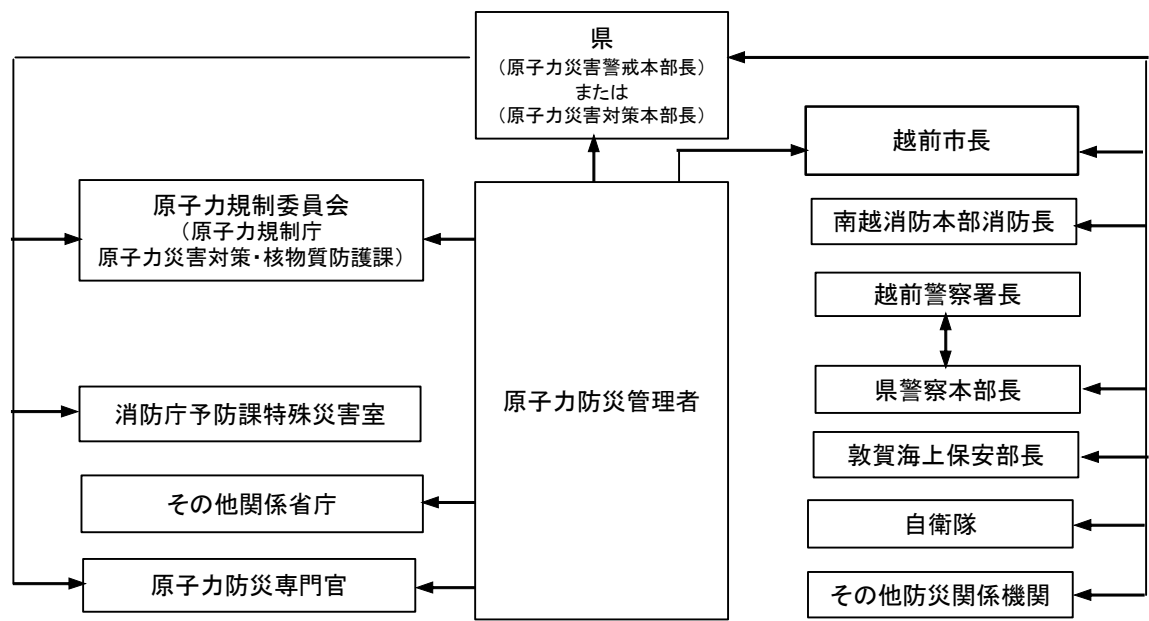
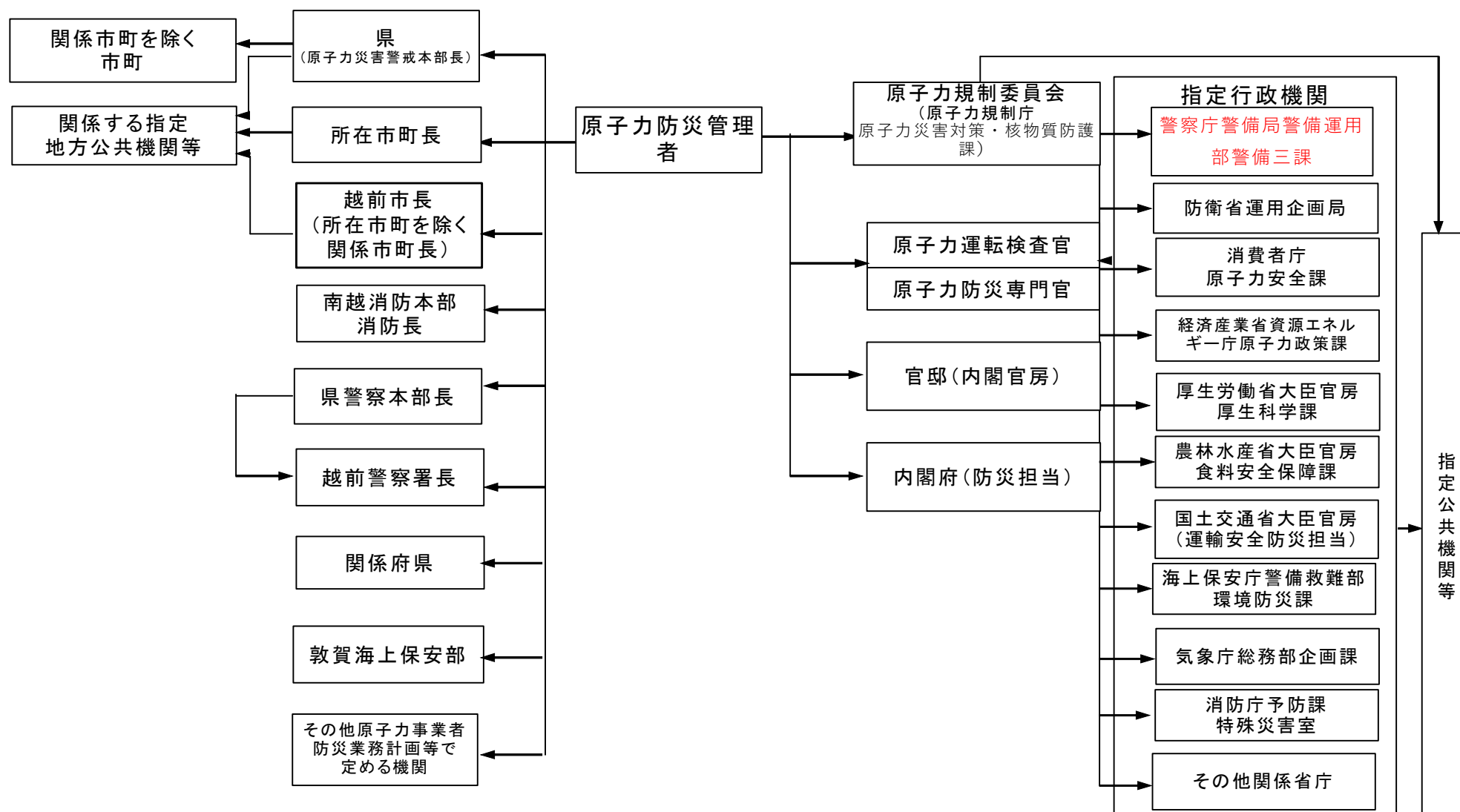


図6（本節第4（1）⑥関係）
施設敷地緊急事態（特定事象）発生時の通報連絡系統



第3節 活動体制の確立

第1 市の組織動員体制

(1) 動員配備の基準

職員の動員配備の基準は、表6によるものとする。

(2) 配備体制の決定

原子力防災管理者から事故（緊急時）の通報があり、上記配備基準に該当するときは、市長は配備体制を決定するものとする。

(3) 職員への伝達等

① 勤務時間中における伝達および系統

ア 市長が配備体制の決定を行ったときは、総務部長、危機管理幹、防災危機管理課長は副市長、教育長、総務部政策推進幹に伝達するものとする。また、防災危機管理課長は庁内放送および緊急連絡メール等で職員に対し、配備体制の決定を行ったことを伝達するものとする。

イ 上記アにより伝達を受けた総務部政策推進幹は、口頭または電話で各部連絡責任者（政策推進幹等）へ伝達するものとする。

ウ 上記イにより伝達を受けた各部連絡責任者（政策推進幹等）は、口頭または電話で各部局長、各理事および部内の各関係所属長に伝達するものとする。

エ 上記ウにより伝達を受けた各関係所属長は、口頭または電話で所属職員等に伝達するものとする。

② 勤務時間外または休日等における伝達等

ア 伝達方法

(ア) 勤務時間外または休日等に原子力防災管理者から事故（緊急時）の通報を受けた総務部長、危機管理幹、防災危機管理課長は、電話で市長、副市長、教育長、総務部政策推進幹に連絡するものとする。防災危機管理課長は緊急連絡メール等で職員に対し、配備体制の決定を行ったことを伝達するものとする。

(イ) 市長が配備体制を決定したとき、総務部長、危機管理幹、防災危機管理課長は、電話で副市長、教育長、総務部政策推進幹に伝達するとともに、緊急連絡網により防災危機管理課職員に参集することを伝達するものとする。

(ウ) 防災危機管理課長は、災害対策本部準備運営班員等あらかじめ指定した職員に参集指令を行うものとする。なお、各部連絡責任者（政策幹推進等）への伝達については、緊急連絡網により総務部政策推進幹から行うものとする。

(エ) 上記(ウ)により伝達を受けた各部連絡責任者（政策推進推進幹等）は、各部局長、各理事、各関係所属長に緊急連絡網により伝達するものとする。

(オ) 上記(エ)により伝達を受けた各関係所属長は、緊急連絡網により所属職員等に伝達するものとする。

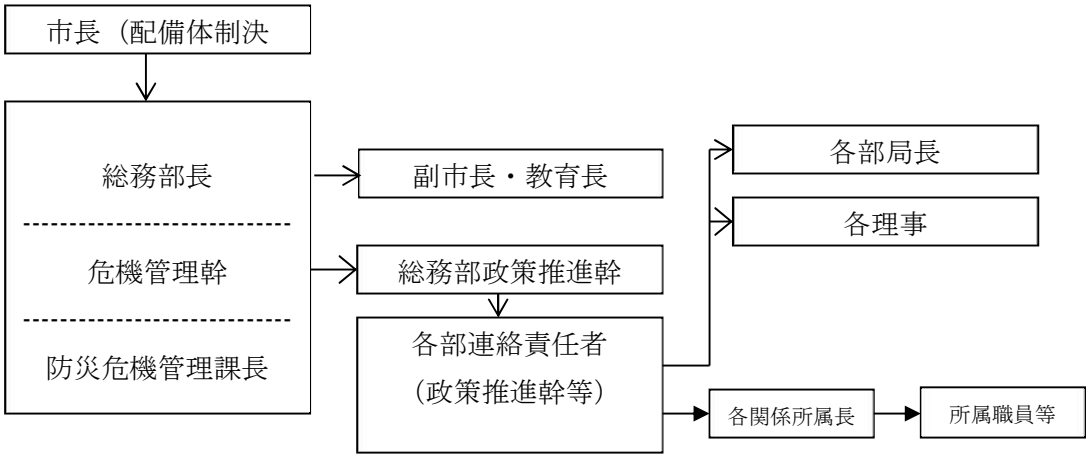
表6 動員配備基準

区分	設置基準	市の配備体制	市職員の動員体制	(参考) 国、県の配備体制
情報収集事態	(1) 敦賀市・美浜町において震度5弱または震度5強の地震が発生した場合等	原子力災害警戒本部を設置 原子力災害現地警戒本部を設置	＜全員参集する所属＞ ・経営戦略室 ・デジタル政策課 ・人事・法制課 ・防災危機管理課 ＜あらかじめ指定した職員＞ ・部局長 ・理事・所属長 ・各部連絡責任者（政策推進幹等） ・災害対策本部準備運営班員 ・地区担当班員	【県】原子力災害警戒本部を設置 【県】原子力災害現地警戒本部を設置 【国：規制委】原子力事故警戒本部、同現地警戒本部を設置
警戒事態 (第1段階)	(1) 原子力事業所所在地において震度6弱以上の地震が発生したとき	災害対策本部を設置（震災）	市地域防災計画（震災対策編）による	【県】災害対策本部を設置 （原子力災害警戒班を災害対策本部の一部門と位置づけて設置）
	(2) 福井県内に大津波警報が発表されたとき (3) 国（原子力規制庁）が警戒を必要と認める原子炉施設の重大な故障等が発生したとき (4) その他、国が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断したとき (5) その他、市長が原子力災害警戒本部の設置を必要と認めたとき	原子力災害警戒本部を設置 原子力災害現地警戒本部を設置	＜全員参集する所属＞ ・経営戦略室 ・デジタル政策課 ・人事・法制課 ・防災危機管理課 ＜あらかじめ指定した職員＞ ・部局長 ・理事・所属長 ・各部連絡責任者（政策推進幹等） ・災害対策本部準備運営班員 ・地区担当班員	【県】原子力災害警戒本部を設置 【県】原子力災害現地警戒本部を設置 【国：規制委・内閣府】原子力事故合同警戒本部、同現地警戒本部を設置

施設敷地 緊急事態 (第2段階)	(1) 施設敷地緊急事態（特定事象）が発生したとき (2) その他、市長が原子力災害対策本部の設置を必要と認めたとき	原子力災害対策本部を設置 (原子力防災管理者からの施設敷地緊急事態発生通報による) 原子力災害現地対策本部を設置	職員全員	【県】原子力災害対策本部、同現地対策本部を設置 【国：規制委・内閣府】事故対策連絡会議、現地事故対策連絡会議を開催 【国：規制委・内閣府】原子力事故合同対策本部、同現地対策本部を設置
全面緊急事態 (第3段階)	(1) 全面緊急事態が発生したとき			【国：内閣府】原子力災害対策本部、同現地対策本部、原子力災害合同対策協議会を設置

- イ 上記ア以外の参集
- (ア) 警戒事態発生時において参集すべき職員は、事故の発生を知ったときは、直ちに参集するものとする。
 - (イ) 全職員は、施設敷地緊急事態の発生を知ったときは、直ちに参集するものとする。
- ウ 参集場所
- (ア) 災害対策本部準備運営班員は、原則として市役所本庁舎内に参集するものとする。
 - (イ) 地区担当班員は、各地区拠点基地に参集するものとする。
 - (ウ) 上記以外の職員は、原則として、各職員の所属とする。
- エ 参集状況の報告
- 緊急時の参集において、各部連絡責任者（政策幹等）は、出先機関も含めた職員の参集状況を速やかに把握し、防災危機管理課に報告するものとする。
- ③ 伝達系統
- 上記①および②アに定める伝達系統の概略図は、図7のとおりである。

図7 〔伝達系統の概略図〕



第2 原子力災害警戒本部の設置

- (1) 原子力災害警戒本部の設置および廃止基準
- 市長は、次の場合に原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、または廃止するものとする。
- なお、地震を原因事象とする市災害対策本部が設置された場合においては、同本部を「原子力災害警戒本部」と位置付け設置する。

① 警戒本部の設置基準

- ア 情報収集事態の発生を認知したとき
- イ 福井県に大津波警報が発令されたとき
- ウ 国(原子力規制庁)が警戒を必要と認める原子炉施設の重大な故障等が発生したとき
- エ その他、国が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断したとき
- オ その他、市長が原子力災害警戒本部の設置を必要と認めたとき

② 警戒本部の廃止基準

- ア 原子力事業所の事故が終結し、災害応急対策および災害復旧対策が完了したとき、または警戒本部の必要がなくなったとき。
- イ 市の原子力災害対策本部が設置されたとき。

(2) 設置場所

警戒本部は、原則として市役所本庁舎内に設置するものとする。

(3) 組織および事務分掌

- ① 警戒本部の長は市長をもってあて、警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督するものとする。
- ② 本部に本部長を補佐する副本部長を置き、副市長をもってあてる。なお、本部長に事故あるときは、その職務を代理するものとする。
- ③ 本部に本部付を置き、教育長をあてる。
- ④ 警戒本部員は、総合政策部長、総務部長、危機管理幹、市民福祉部長、産業観光部長、環境農林部長、建設部長、今立総合支所長、議会事務局長、教育委員会事務局長、南越消防組合消防次長、南越清掃組合管理事務所長で組織するものとする。
- ⑤ 警戒本部における協議事項は、次のとおりとする。
 - ア 県その他防災関係機関の初期活動実施状況
 - イ 市の初期活動の実施に関する基本的および重要事項
 - ウ 関係各課および現地警戒本部の調整に関する事項
 - エ 防災関係機関との連絡網確保および連携強化に関する事項
 - オ 国、県および防災関係機関に対する活動準備要請に関する事項
 - カ 原子力事業所の事故情報等の広報に関する事項
 - キ その他重要な初期活動に関する事項
- ⑥ 警戒本部の組織図は、図8のとおりとする。

(4) 警戒本部を設置した場合の防災関係機関への通知

警戒本部を設置した場合、市は次の機関にその旨を通知または報告するものとする。

- ① 原子力防災専門官
- ② 県
- ③ 南越消防組合、南越清掃組合、越前警察署

(5) 設置の公表

警戒本部を設置した場合、市は、市HP、防災行政無線、CATV、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表する。

(6) 現地警戒本部の設置

市は、警戒本部を設置した場合、直ちに県原子力防災センターに現地警戒本部を設置し、あらかじめ定められた職員を派遣するものとする。

(7) 県原子力災害現地警戒本部の設営等への協力

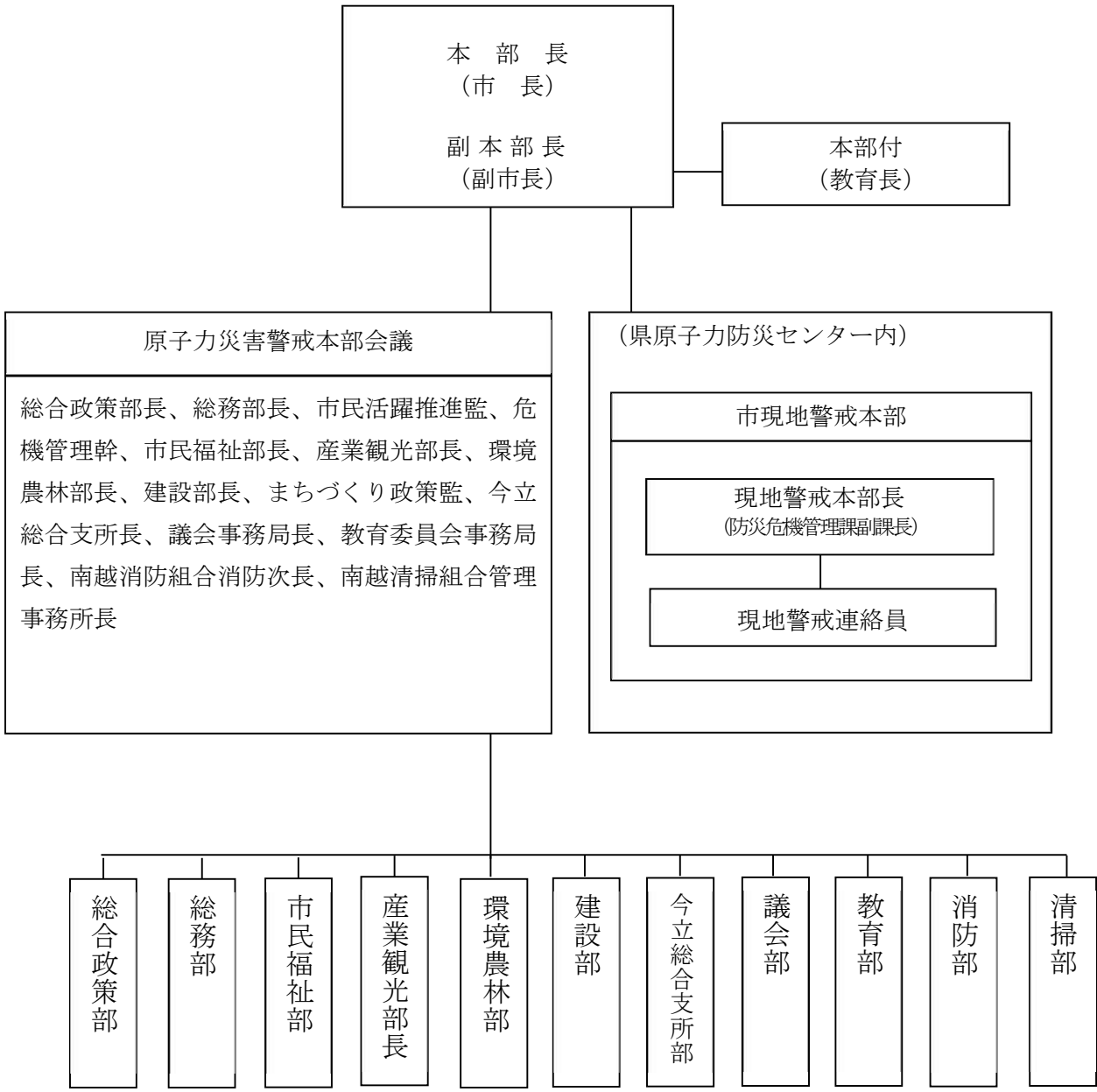
市は、県と連携し、福井県原子力災害現地警戒本部の設営に係る準備に協力するものとする。

(8) 国等との情報の共有等

市は、派遣した職員に対し市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど、当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

図 8 (同節第 2 (3) ⑥関係)

[越前市原子力災害警戒本部概略図]



第3 原子力災害対策本部の設置等

(1) 原子力災害対策本部の設置および廃止基準

市長は、次の場合に原子力災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、または廃止するものとする。

なお、地震を原因事象とする市災害対策本部が設置された場合においては、同本部を「原子力災害対策本部」と位置付け設置する。

① 災害対策本部の設置基準

ア 原子力防災管理者から施設敷地緊急事態発生の通報を受け、市長が対策本部の設置を必要と認めたとき。

イ その他、市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

② 災害対策本部の廃止基準

原子力事業所の事故が終結し、原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態の解除を行う旨の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）がなされ、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策が完了したとき、または災害対策本部の必要がなくなったとき。

(2) 設置場所

災害対策本部は、原則として市役所本庁舎内に設置するものとする。

(3) 組織および事務分掌

① 災害対策本部長（市長）は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督するものとする。本部長に事故あるときは、副市長がその職務を代理する。

② 災害対策本部副本部長（副市長）は、本部長を補佐する。

③ 本部に本部付を置き、教育長をもってあてる。

④ 災害対策本部員は、総合政策部長、総務部長、危機管理幹、市民福祉部長、産業観光部長、環境農林部長、建設部長、今立総合支所長、議会事務局長、教育委員会事務局長、南越消防組合消防次長、南越清掃組合管理事務所長で組織するものとする。

また、本部に表7の部を置き、部の長は部長とし、同表に掲げる者をもってあて、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、広報担当者を置き、秘書課職員をもってあてるものとする。

⑤ 本部員となる南越消防組合消防次長および南越清掃組合管理事務所長は併任とする。

⑥ 各部に班を置き、その主な事務分掌は、表8のとおりとする。

⑦ 災害対策本部に、本部長、副本部長、本部員およびその他の職員で構成する災害対策本部会議を置くものとする。

⑧ 災害対策本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

- ア 市の災害状況および災害応急対策実施状況
- イ 災害対策本部の災害応急対策等の実施に関する基本的および重要事項
- ウ 災害対策本部内各部および市原子力災害現地対策本部の調整に関する事項
- エ 防災関係機関との連携・推進に関する事項
- オ 国、県その他防災関係機関に対する応援要請に関する事項
- カ その他重要な災害対策に関する事項
- キ 南越消防組合との災害対応に関する連絡・調整
- ⑨ 災害対策本部会議を開催するときは、テレビ会議システム等を利用し、国、県、現地対策本部、原子力事業所等と情報の共有を図るものとする。
- ⑩ 災害対策本部の組織図は、図9のとおりとする。

表7 越前市原子力災害対策本部に設置する部

災害対策本部 設置時の部名	部長名	災害対策本部 設置時の部名	部長名
総合政策部	総合政策部長	議会部	議会事務局長
総務部	総務部長	教育部	教育委員会事務局長
市民福祉部	市民福祉部長	消防部	南越消防組合消防次長
産業部	産業観光部長	清掃部	南越清掃組合管理事務所長
環境農林部	環境農林部長		
建設部	建設部長		
今立総合支所部	今立総合支所長		

表8 災害対策本部事務分掌

部 名	班 名	分 掌 事 務
総合政策部 (総合政策部長)	総合政策・ 秘書広報班 (財務企画課長) (経営戦略室長) (地域交通課長)	1. 県内他市町の災害情報収集および連絡調整に関すること。 2. 他市町村からの救援隊の受入れならびに編成、義援金の受入れならびに配分等に関すること。 3. 関係省庁および県に対する陳情資料等の作成に関すること。 4. 公共交通機関との連絡調整、情報収集に関すること。 5. 本部長および副本部長の特命に関すること。 6. 協定都市への応援要請に関すること。 7. 本部班と連携して、市民への災害状況等の広報に関すること。 8. 報道機関との連絡調整、情報提供に関すること。 9. 災害広報写真、広報資料等の収集、保存、提供に関すること。 10. 市民からの相談・要望の窓口に関すること。 11. その他総合政策部内の支援に関すること。
	会計班 (会計課長)	1. 避難誘導班の応援に関すること。 2. 救援資金の保管および災害対策に係る現金の出納に関すること。 3. その他、各部・班の支援に関すること。
	情報班 (デジタル政策課長)	1. 災对本部の周辺機器の設置等の業務支援、通信機能の確保（インターネット外部通信および庁内情報伝達手段）に関すること。 2. 情報部門の業務の継続性の確保に関すること。 3. その他総合政策部内の応援に関すること。
	調整班 (政策推進幹)	1. 部内の災害情報収集および連絡調整に関すること。 2. 本部に陪席し、本部決定事項の各班への指示伝達に関すること。
総務部 (総務部長) (危機管理幹)	総務班 (人事・法制課長)	1. 職員の招集、安否確認および被災職員の対応に関すること。 2. 緊急時の人員輸送に関すること。 3. 各班の人員調整に関すること。 4. 職員の健康管理・安全管理に関すること。 5. 災害対応従事者のこころのケアに関すること。 6. 職員用物資の調達に関すること。 7. 総務部内の庶務および支援に関すること。

	本部班 (防災危機管理課長)	1. 原子力災害警戒本部の運営に関すること。 2. 原子力災害本部の設置および廃止に関すること。 3. 避難指示に関すること。 4. 国、県および防災関係機関との連絡調整に関すること。 5. 南越消防組合および越前警察署との連絡調整に関すること。 6. 自衛隊の派遣要請に関すること。 7. 現地対策本部の設置および連絡調整に関すること。 8. 防犯隊、交通指導員との連絡調整に関すること。 9. 被害結果の取りまとめ、県に対する報告に関すること。 10. 災害対策の総合企画立案に関すること。 11. 交通規制に伴う指導に関すること。 12. 災害指令の伝達および災害情報の通信連絡に関すること。 13. 避難場所の避難者数および避難状況等の集約に関すること。
	財産管理班 (財産管理課長)	1. 庁舎の被害状況の把握および応急対策に関すること。 2. 災害時の緊急物資調達に関すること。 3. 公用車の管理および車両等の借上げに関すること。 4. 市有財産（各所管に属する行政財産は除く。）の被害状況の把握および復旧に関すること。
	避難誘導班 (税務課長)	1. 避難住民の輸送に関すること。 2. 避難誘導に関すること。 3. 本部と連携した被害状況の調査収集に関すること。 4. 広域避難場所への住民の誘導に関すること。 5. 罹災証明書等に関すること。 6. 税の減免に関すること。
	ボランティア班 (市民協働課長)	1. 防護措置区域内の対象区長、振興会長への連絡調整に関すること。 2. 災害ボランティアセンター連絡会に関すること。 3. ボランティアセンターの設置・運営および防災組織等との連絡調整に関すること。 4. その他総務部内の支援に関すること。
	災害対策本部 準備運営班	1. 原子力発電所の情報収集に関すること。 2. 放射性物質による汚染状況等の把握および調査の協力に関すること。

		3. 原子力防災に関わる気象状況の把握に関すること。 4. 防災業務関係者の被ばく管理に関すること。 5. 本部の準備、運営に関すること。 6. 本部の各種災害情報の収集に関すること。
	地区担当班	1. 広域避難場所および地区拠点基地の設置・運営に関すること。 2. 災害対策本部および現地災害対策本部との連絡調整に関すること。 ※担当避難場所が開設対象でない場合、所属班の業務に従事
	調整班 (政策推進幹)	1. 部内および今立総合支所部内の災害情報収集および連絡調整に関すること。 2. 本部に陪席し、本部決定事項の各班への指示伝達（今立総合支所部も含む）に関すること。
市民福祉部 (市民福祉部長)	市民生活・物資調整班 (窓口サービス課長)	1. 市民の相談（避難場所における住民からの問合、被災地住民登録）に関すること。 2. 外国人市民への広報について広報班の応援に関すること。 3. 避難住民への必要な物資等の状況把握に関すること。 4. 財産管理班および福祉班と連携して広域避難場所等への緊急物資配布計画に関すること。 5. 物資輸送班との連絡、調整に関すること。 6. 遺体の火葬調整に関すること。
	福祉班 (社会福祉課長) (長寿福祉課長)	1. 要支援者の避難支援に関すること。 2. 日本赤十字社その他の福祉団体との連絡調整（炊出し、救護）に関すること。 3. 自衛隊の宿泊等に関すること。 4. 被災福祉施設の被害調査および応急対策に関すること。 5. 福祉避難所の開設、廃止に関すること。 6. 緊急物資（福祉関係団体）の受領・管理および災害見舞金の受領、配分に関すること。 7. 避難場所である所管施設（福祉施設）の開閉に関すること。
	保育児童班 (こども未来課長)	1. 園児の安全対策に関すること。 2. 認定こども園・保育園等所管施設における避難等に関すること。 3. 認定こども園・保育園の保護者会への協力依頼に関すること。 4. 認定こども園・保育園等所管施設の被害調査および応急対策に関すること。 5. その他市民福祉部内の支援に関すること。

	医療保健班 (健康増進課長)	1. 住民の健康対策および健康相談に関すること。 2. 医師会等医療関係機関との連絡調整に関すること。 3. 救護所の開設および救急医薬品等の調達・配送に関すること。 4. 救急患者の収容および診療助産に関すること。 5. 医療材料の調達・供給に関すること。 6. 広域避難場所における応急救護活動に関すること。 7. 医師会等との調整による医療、助産施設の確保に関すること。 8. 要援護者や急病者の措置および防疫、食品衛生に関すること。 9. その他市民福祉部内の支援に関すること。
	調整班 (政策推進幹)	1. 部内の災害情報収集および連絡調整に関すること。 2. 本部に陪席し、本部決定事項の各班への指示伝達に関すること。
産業観光部 (産業観光部長)	商工班 (産業政策課長) (観光誘客課長) (にぎわい創出課長) (和紙・打刃物・たんす課)	1. 観光客等の一時滞在者等への支援、情報提供に関すること。 2. 風評被害対策に関すること。 3. 商工業関係の被害状況の調査収集に関すること。 4. 緊急物資（流通業会、製造等）の確保に関すること。 5. 観光関係の被害状況の調査、収集に関すること。 6. 避難広報班の応援に関すること。 7. 部内の職員の動員に関すること。
	調整班 (政策推進幹)	1. 部内の災害情報収集および連絡調整に関すること。 2. 本部に陪席し、本部決定事項の各班への指示伝達に関すること。
環境農林部 (環境農林部長)	農林班 (農政課長) (農林整備課長)	1. 農業関係の被害状況の調査収集に関すること。 2. 農林畜産水産物の集荷および出荷の制限に関すること。 3. 米穀等の調達供給および緊急輸送に関すること。 4. 主食および生鮮食料品の確保に関すること。 5. 農作物および家畜の災害防止対策に関すること。 6. 被災農作物の応急技術に関すること。 7. 家畜の伝染病予防、防疫に関すること。

		8. 所管施設の被害調査および応急対策に関すること。 9. 避難広報班の応援に関すること。 10. 農地および農業・林業用施設の災害予防ならびに被害状況の確認、応急対策および復旧に関すること。 11. 土地改良施設の管理および指導に関すること。 12. 農業用水利の調整に関すること。 13. 避難広報班の応援に関すること。 14. その他環境農林部内の応援に関すること。
	避難広報班 (環境政策課長)	1. 広報車による防護措置区域内での広報活動に関すること。 2. 防護措置区域内の廃棄物の処理体制に関すること。 3. 環境の美化、保全に関すること。 4. 災害時における犬、猫等ペットに関すること。
	監査班 (監査委員事務局次長)	1. 避難広報班の支援に関すること。 2. その他、各部・班の支援に関すること。
	調整班 (政策推進幹)	1. 部内の災害情報収集および連絡調整に関すること。 2. 本部に陪席し、本部決定事項の各班への指示伝達に関すること。
建設部 (建設部長)	建設班 (都市計画課長) (都市整備課長)	1. 市道の通行止（進入禁止）に関すること。 2. 道路、河川および橋梁の通行の確保と応急対策に関すること。 3. 交通規制および交通規制に係る避難路の指示に関すること。 4. 所管排水施設の運転・管理・保全など水防応急対策に関すること。 5. 建設関係団体等への協力要請に関すること。 6. 公共土木施設等の被害調査および応急対策に関すること。 7. 道路の除排雪全般に関すること。 8. ヘリポートの設置に関すること。
	建築住宅班 (建築住宅課長)	1. 市営住宅の被害調査、応急対策に関すること。 2. 市有建築物の屋根雪下ろしに関すること。 3. 被災建築物の応急対策に関すること。 4. 応急仮設住宅に関すること。 5. その他建設部内の支援に関すること。

	上下水道班 (上下水道課長)	1. 汚染水源および水道水の摂取制限に関する こと。 2. 応急給水および水道水の供給確保に関する こと。 3. 部内の庶務に関すること。 4. 水道施設等の被害調査に関すること。 5. 部内の職員の動員に関すること。 6. 下水道施設等の被害調査に関すること。 7. 下水道施設の保全、応急対策に関すること。 8. その他水道部内の支援に関すること。
	調整班 (政策推進幹)	1. 部内の災害情報収集および連絡調整に関す ること。 2. 本部に陪席し、本部決定事項の各班への指 示伝達に関すること。
今立総合支所部 (今立総合支所 長)	今立総合支所班 (今立総合支所次 長)	1. 所管区域における災害情報の収集および応 急対策に関すること。 2. 災害対策本部との連絡調整に関すること。 3. 所管区域を対象とした現地災害対策本部と しての対応に関すること。
教育部 (教育委員会 事務局長)	教育班 (教育振興課長) (学校教育課長)	1. 園児、児童、生徒の安全対策に関すること。 2. 学校(小中幼)施設の被害調査および応急修 理・復旧に関すること。 3. 被災園児、児童、生徒に対する教育対策に関 すること。 4. 避難場所(学校施設)の校長との開閉に係る 調整に関すること。 5. 園児、児童、生徒の避難指示等に関すること。 6. 学用品、教科書の教材等の調達および配分に 関すること。 7. 学校給食の確保に関すること。 8. 部内の庶務および職員の動員に関すること。
	物資輸送班 (生涯学習・文化 財課長) (図書館長) (スポーツ交流課 長) (文化県都推進課 長)	1. 地区拠点基地(公民館)の公民館長との開閉 に係る調整に関すること。 2. 食糧および物資等の輸送に関すること。 3. 応急資機材の輸送に関すること。 4. 市民生活・物資調整班との調整による緊急物 資の輸送(配送および回収)に関すること。 5. 所管施設の被害調査および応急修理、復旧に 関すること。 6. 避難場所である所管施設(スポーツ施設、文 化施設)の開閉に関すること。
	調整班 (政策推進幹)	1. 部内の災害情報収集および連絡調整に関す ること。 2. 本部に陪席し、本部決定事項の各班への指示 伝達に関すること。

第3章 緊急事態応急対策

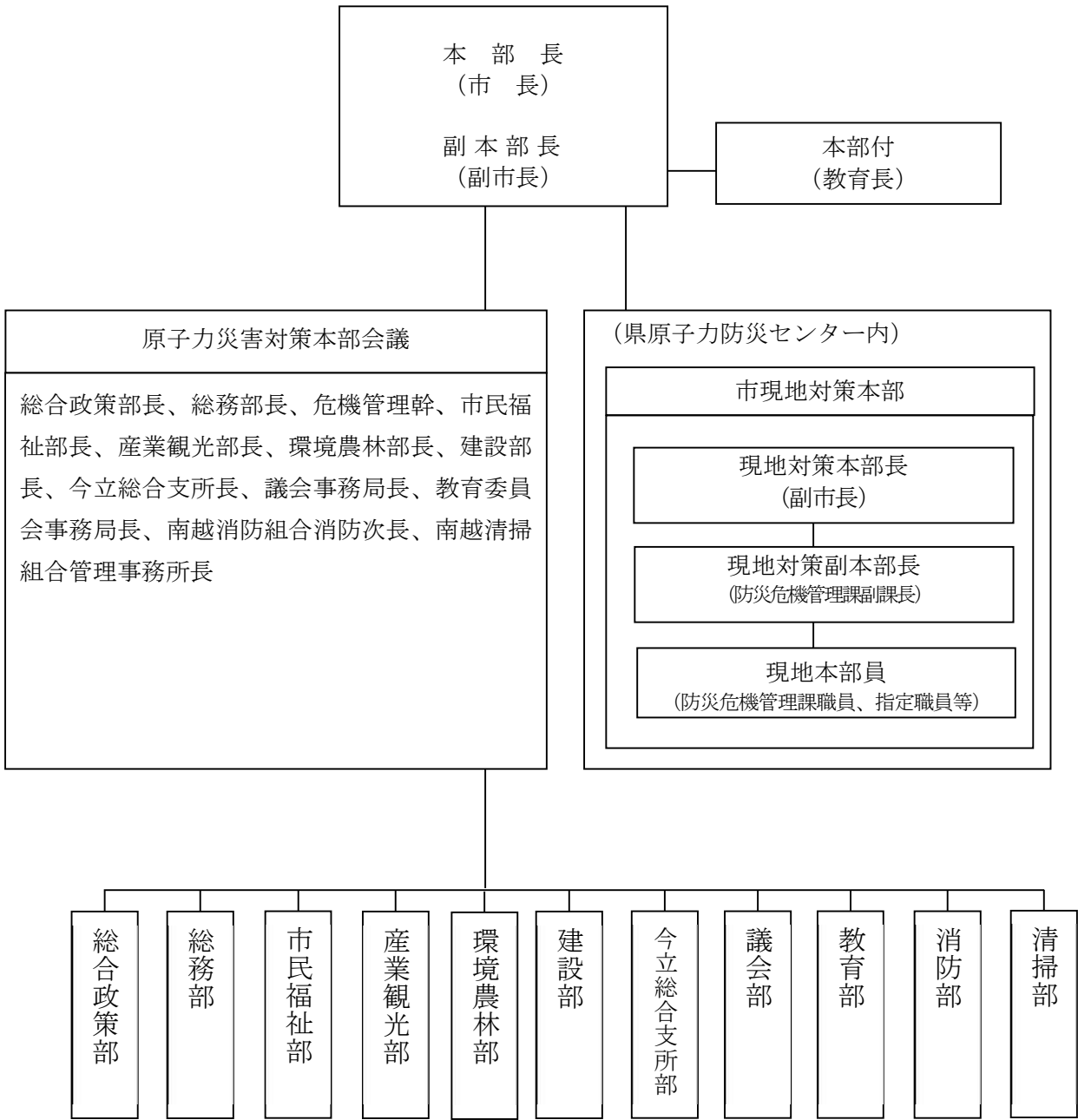
議会部 (議会事務局 長)	議会班 (議会事務局次長)	1. 市議会との連絡調整に関すること。 2. 中央省庁等の視察団または調査団の受入に関すること。 3. その他、各部・班の支援に関すること。
消防部 (消防次長) ※消防長は警防 本部の指揮	南越消防組合 (警防課) ※本部職員	1. 住民の避難誘導に関すること。 2. 消防団員の動員に関すること。 3. 福井県広域消防相互応援および緊急消防援助隊の受入に関すること。 4. 火災の予防、鎮圧に関すること。 5. 救急および救助活動に関すること。 6. 緊急避難の伝達、広報および誘導に関すること。 7. 水防全般に関すること。 8. 災害情報の収集に関すること。 9. 警防本部と災害対策本部との連絡調整に関すること。
清掃部 (管理事務所 長)	南越清掃組合 (第1清掃課長) (第2清掃課長)	1. 一般廃棄物の収集および処理に関すること。 2. 災害時・冬期間におけるごみ等の特別収集に関すること。 3. 災害地域の一般廃棄物の処理に関すること。

※令和7年4月1日 人事異動による組織・機構の見直しにより変更。

※班の代表について：各班の代表者は、原則各課長とする。統括・担当理事が課長兼務の場合は、課長として記載する。その他の場合は、部付とする。課内室の室長は班付とする。

図 9（本節第 3（3）⑩関係）

〔越前市原子力災害対策本部組織図〕



(4) 災害対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知

災害対策本部を設置した場合、市は、次の機関にその旨を通知または報告するものとする。

- ① 原子力防災専門官
- ② 県
- ③ 南越消防組合、南越清掃組合、越前警察署、国土交通省福井河川国道事務所、福井地方気象台、災害協力協定締結事業者・団体

(5) 設置の公表

災害対策本部を設置した場合、市は、市HP、防災行政無線、CATV、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、災害対策本部の看板を災害対策本部長の指定する場所に掲示するものとする。

(6) 現地対策本部の設置

- ① 市は、災害対策本部を設置した場合、直ちに県原子力防災センターに現地対策本部を設置するものとする。
- ② 現地対策本部長には副市長をもってあてるものとする。
- ③ 市は、災害対策本部が行う応急対策の状況等について国の現地事故対策連絡会議に随時報告し、情報の共有を行うなど、連携を密にするものとする。

(7) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

市は、国が県原子力防災センターで現地事故対策連絡会議を開催する場合には、別に定める職員を派遣するものとする。

(8) 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣

市は、原子力緊急事態宣言発出後、原子力災害合同対策協議会のもとに設置される機能班に、別に定める職員を派遣し、原子力事業所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・退避状況等の把握等の活動に従事させるものとする。

(9) 原子力防災専門官および国の専門家との連携

市は、原子力防災専門官および国の専門家と連携し、必要な対策を講ずるものとする。

(10) 県との協力体制

市は、県の災害対策本部との協力体制を整えるものとする。

(11) 文書および記録

災害対策本部長および本部員が発する指示、連絡等の伝達ならびに国・県および防災関係機関からの報告要請等の受信については、その内容が軽易な場合を除きすべて記録し、災害情報の発信、受信の確実を期する。

第4 原子力緊急事態宣言発出後の国の対応

国では、原子力緊急事態宣言発出後、次に掲げる緊急事態応急対策を講ずることとしている。

(1) 原子力緊急事態宣言の発出、公示および解除

① 原子力緊急事態宣言の発出および公示

内閣総理大臣は、原災法第15条第1項の規定に基づく事態が発生したときは、直ちに原子力緊急事態が発生した旨を発出するとともに次に掲げる事項の公示を行う。

ア 緊急事態応急対策を実施すべき区域

イ 原子力緊急事態の概要

ウ アの区域内の居住者、滞在者その他の者および公私の団体に対し周知させるべき事項

② 原子力緊急事態宣言の解除

内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出した後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに原子力緊急事態解除宣言を行う。

(2) 国の原子力災害対策本部の設置および廃止

① 原子力災害対策本部の設置

内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をしたとき、当該原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策を推進するため、内閣府に内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部を設置する。

② 原子力災害対策本部の所掌事務

原子力災害対策本部は、緊急事態応急対策実施区域内で各防災機関が実施する緊急事態応急対策の総合調整を行う。

③ 原子力災害対策本部の廃止

原子力災害対策本部は、原子力緊急事態解除宣言を発出したときに廃止する。

(3) 国の原子力災害現地対策本部の設置

① 原子力災害現地対策本部の設置

原子力災害対策本部に、緊急事態応急対策実施区域において当該原子力災害対策本部の一部を行う組織として原子力災害現地対策本部を設置する。

② 原子力災害現地対策本部の設置場所

原子力災害現地対策本部は、県原子力防災センターに設置する。

(4) 原子力災害合同対策協議会の設置および運営

① 原子力災害合同対策協議会の目的

原子力緊急事態宣言があったとき、国の原子力災害現地対策本部ならびに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を所轄する県および市の災害対

策本部は、情報交換しそれぞれが実施する緊急事態応急対策について相互協力を行うために、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。

② 原子力災害合同対策協議会の設置場所

原子力災害合同対策協議会は、県原子力防災センターに設置する。

③ 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が公示され、県原子力防災センターにおいて原子力災害対策合同協議会が組織されることになった場合は、市は現地対策本部本部長または災害対策本部員およびその他の職員で市災害対策本部長から委任を受けた者を出席させ、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握など、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議するものとする。

④ 原子力災害合同対策協議会の構成

ア 国の原子力災害現地対策本部長および原子力災害現地対策本部員その他の職員

イ 県の災害対策本部長または現地災害対策本部長および災害対策本部員その他の職員で県災害対策本部長から委任を受けた者

ウ 市の現地対策本部本部長または災害対策本部員およびその他の職員で市の災害対策本部長から委任を受けた者

エ 原子力災害合同対策協議会は、必要と認めるときは協議して、指定公共機関、原子力事業者その他原子力緊急事態応急対策の実施に責任を有する者を加えることができる。

⑤ 原子力災害合同対策協議会の運営

原子力災害合同対策協議会の運営に関する事項については、国の「原子力緊急事態等現地対応マニュアル」によるものとする。

第5 応援要請および職員の派遣要請等

(1) 応援要請

市長は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、速やかに応援要請を行うものとする。

市長は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(2) 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策または原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、または知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

市長は、緊急事態応急対策または原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関または指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断およ

び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

(3) 防災活動拠点

市および県は、適切な役割分担のもとに大規模災害時に長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊、ボランティア等の活動拠点、救急・救助ならびに消火の活動拠点となる施設を確保するものとする。

(4) 応援に係る留意事項

- ① 市長は、県外市町村に協定に基づく応援要請を行ったときは、知事に報告するものとする。
- ② 応援隊は、災害対策本部の総合的調整のもとで活動するものとする。
また、市は受入れを行ったときは、県と密接な連携を図るものとする。
- ③ 応援に係る都道府県、市町村、民間団体等については、協定等で特別な定めのない場合、原則として、身体に放射性物質または放射線の影響のない地域の活動のみとし、市および県は、応援の要請等に際し、その内容について、応援都道府県、市町村、民間団体等と十分協議するものとする。

第6 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求するものとする。

また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなつたと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

第7 原子力被災者生活支援チームとの連携

国の原子力災害対策本部長は、国の原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣および原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとしている。

市は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

第8 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、国および県等と連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

(2) 防災業務関係者の防護資機材

- ① 市は、県の指示を受けて、必要に応じ防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるものとする。
- ② 市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

- ① 福井県地域防災計画（原子力災害対策編）における防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、指針に示す防災業務関係者の防護措置に基づき、実効線量は50 mSvを上限としており、この値になったとき、またはこの値になるおそれが生じたときは、被ばくの可能性がある場所での原子力防災業務に従事することを禁止するものとされている。

ただし、防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施するものが災害の拡大の防止および人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100 mSvを上限とし、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で300 mSv、皮膚については等価線量で1 Svを併せて上限とするものとされている。

また、日管理目標値は10 mSvを上限とし、1日の累計がこの値になったときは、1日の原子力防災業務を中止するものとされている。

- ② 市は、県原子力防災センター内の現地災害対策本部に場所を設定して被ばく管理を行い、万一被ばくした場合には、県に対して除染等の医療措置を要請するものとする。
- ③ 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関独自で行うものとされているが、市においてこれが困難な場合は、県および他の防災関係機関と協力して防災業務関係者の被ばく管理を行うものとする。
- ④ 市は、応急対策を行う職員の安全確保のため、県原子力防災センター等において、国、県および原子力事業者等と相互に密接な情報交換を行うものとする。
- ⑤ 市は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

(4) 防災業務関係者の医療措置

- ① 市は、防災業務関係者が被ばくした場合で、県地域防災計画（原子力災害対策編）に定める二次被ばく医療までに該当する場合は、県、国から派遣される原子力災害医療に係る医療チームおよび防災関係機関が行う避難退域時検査、除染等の医療措置に協力するものとする。

- ② 市は、被ばくした防災業務関係者が三次被ばく医療に該当する場合は、ヘリコプター臨時離着陸場の指定を行うなど、県が行う放射線障害専門病院等への搬送に協力するものとする。

第4節 屋内退避、避難等の防護措置

第1 基本方針

住民の生命、身体および財産を原子力災害から守るため、市は、国の指針や県の地域防災計画（原子力災害対策編）等を踏まえ、屋内退避、避難等の防護措置を実施するものとする。

なお、感染症流行下において原子力災害が発生した場合には、被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とし、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。

第2 避難等の防護措置の実施

（1）避難（即時避難および一時移転）

避難の実施にあたっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえてその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難場所等の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、地方公共団体を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えなければならない。

暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは屋内退避を優先するものとする。

（2）屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や放射線を遮蔽することにより、主にプルームからの被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、UPZにおいて、全面緊急事態に至った時点で、放射線被ばくのリスクを低減するために実施するものである。

特に、病院や介護施設においては健康状態等により避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

また、国が屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、市は、人命優先の観点から、当該地域の住民に対し避難指示を行うことができる。その際には、国、県、市は、緊密な連携を行うものとする。

（3）屋内退避の実施

UPZにおいては、全面緊急事態に至った時点で屋内退避を実施するものとする。

(4) 屋内退避実施後の運用

- ① 屋内退避の継続の判断は、国が屋内退避実施後3日目を目安として行い、それ以降は日々行う。その際、物資の不足等により生活の維持に困難を伴う場合や、プルームが長時間または断続的に到来し屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われた懸念がある場合等には、国は県、関係市町と緊密な連携を行いながら、避難への切替えを判断し指示する。
- ② 屋内退避から避難への切替えにより避難行動および生活環境の変化等に伴う肉体的・精神的影響が生じるため、屋内退避を継続することを基本とし、国は避難への切替えを判断するにあたっては、生活の維持が困難であること等の判断を慎重に行う。また、屋内退避の継続のためには、医薬品等も含めた支援物資の供給および医療等の人的支援の提供が重要となることに留意するものとする。
- ③ 屋内退避を実施している住民等に対しては、原子力施設の状態の見通しや緊急時モニタリングの結果等の必要な情報を絶えず積極的に提供するものとする。また、避難すべき区域でやむを得ず屋内退避を実施している住民等の放射線防護について留意するものとする。
- ④ 屋内退避中は、被ばくを低減するために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中にも実施できるものとする。
- ⑤ 国は、原子力施設の状態等に応じて、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合には、速やかに一時的な外出や活動を控えて屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行う。

(5) 屋内退避の解除

国は、原子力施設の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなプルームが到来する可能性がないことおよび既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避の必要がなくなることから、屋内退避の解除を行う。なお、その際、緊急時モニタリングの結果に応じて、OIL1またはOIL2を超える地域があれば、避難や一時移転等の防護措置を講ずるものとする。

- (6) 市は、国の指針や県の地域防災計画（原子力災害対策編）等を踏まえ、原子力発電所事故の状況や地域の実情（避難先の準備状況、避難先までの移動距離や時間、道路状況、気象情報等）、大気中放射性物質の拡散計算情報などの様々な情報を活用し、屋内退避、避難等の防護措置を実施するものとする。

第3 緊急事態区分および運用上の介入レベル（OIL）に基づく防護措置

(1) 緊急事態区分に基づく防護措置

① 市は、施設敷地緊急事態（第2段階）発生時には、国および県の指示または独自の判断により、屋内退避の準備を行うものとする。

② 市は、全面緊急事態（第3段階）発生時には、国および県の指示または独自の判断により、原則として屋内退避を行うこととし、住民等にその旨を伝達するものとする。

（2）運用上の介入レベル（O I L）に基づく防護措置

① 市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講ずるよう指示された場合等には、住民等に対する屋内退避または避難のための立退きの指示等の連絡、確認等必要な対策を実施するものとする。

② 市は、避難指示を行ったときは、あらかじめ指定した避難所を所管する市の協力を得て、当該施設における住民の避難状況の確認を行うものとする。

（表9 緊急事態区分およびO I Lに基づく防護措置 参照）

表9 緊急事態区分およびO I Lに基づく防護措置

	緊急事態の区分に基づく防護措置等		O I Lに基づく防護措置
	P A Z 圏内	越前市などU P Z 関係市町	
警戒事態 (第1段階)	[施設敷地緊急事態要避難者] 避難準備	[一般住民、要配慮者] 情報の収集	
施設敷地緊急事態 (第2段階)	[施設敷地緊急事態要避難者] 避難実施 [一般住民] 避難準備	[一般住民、要配慮者] 屋内退避の準備	
全面緊急事態 (第3段階)	[一般住民] 避難実施	[一般住民、要配慮者] 屋内退避の実施	[O I L 1] 即時避難 (空間放射線量が1時間あたり 500 μ Sv 以上) 数時間内を目途に地域を特定し、即時避難を実施
			[O I L 2] 一時移転 (空間放射線量が1時間あたり 20 μ Sv 以上 500 μ Sv 未満) 1日以内を目途に地域を特定し、1週間程度内に避難を実施

第4 避難手段

避難対象地域の住民避難は、次のとおり行うものとする。

(1) 自家用車による避難

① 自家用車による避難が可能な住民は、自家用車による避難を行うものとする。この場合、市は、避難対象地域の住民に対し、交通誘導整理を行っている警察官等の指示に必ず従うよう、周知するものとする。

② 市は、自家用車による避難を行う住民について、次の手段により避難状況を把握するものとする。

ア 市は、避難対象地域の住民に対し、自家用車による避難を行う際には、自宅に「自家用車で避難済み」を知らせる表示（旗、リボン等）をするよう、事前に周知するものとする。

市は、南越消防組合に対し、消防団が対象地域を巡回し、自家用車による避難状況の確認を行い、市に連絡するよう、要請するものとする。

イ 市は、避難対象地域の住民に対し、特別の事情により、指定の避難先以外の場所に避難した場合には、市に避難先を連絡するよう、事前に周知するものとする。

(2) 自家用車以外での避難

① 自家用車による避難をしない住民は、市が定める場所から、県または市が確保した避難用のバスによる避難を行うものとする。

なお、避難に当たっては、あらかじめ定めた一時集合場所に集合し、県または市が確保した避難用のバスもしくは応急出動した自衛隊車両による避難を行うものとする。

② 自衛隊車両等により避難した住民は、市が定める場所から、県または市が確保した避難用のバスにより、あらかじめ定めた避難先へ避難するものとする。

(3) 要配慮者の避難手段

避難対象地域の要配慮者の避難は、市の指示により、次のとおり行うものとする。

① 学校等の児童・生徒、園児等

ア 児童・生徒、園児等が在校または在園時においては、県または市が確保した避難用のバスもしくは応急出動した自衛隊車両によりあらかじめ定めた避難先に避難を行うものとする。

② 在宅の要介護高齢者・障害者等

ア 在宅の要介護高齢者・障害者等については、家族、地域等の協力により自家用車による避難を行うものとする。

イ 介助が必要な要配慮者については、県が要請し確保した消防機関の救急車、福祉車両等により、あらかじめ定めた福祉避難場所に搬送するものとする。

この場合、必要に応じ、県は、自衛隊、海上保安庁等に対し車両、ヘリコプター等による輸送を要請するものとする。

③ 病院の入院患者および社会福祉施設の入所者

ア 病院の入院患者および社会福祉施設の入所者は、県または市が確保した避難用のバスによる避難を行うものとする。

イ 介助が必要な入院患者・入所者については、県が要請し確保した消防機関の救急車、福祉車両もしくは自衛隊または海上保安庁の応急出動したヘリコプターによりあらかじめ定めた医療機関または福祉避難場所に搬送するものとする。

この場合、必要に応じ、県は、自衛隊、海上保安庁等に対し車両、ヘリコプター等による輸送を要請するものとする。

第5 避難所等

(1) 市は、県と連携し、緊急時に必要に応じ指定避難所等を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設するものとする。また市は、福井県防災ネットを活用し、避難者受付および避難人数把握、ニーズ集約など、効率的な避難所運営に努める。

(2) 市は、県と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県および市に提供するものとする。

(3) 市は、県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴設備設置の有無および利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿およびごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、市は、必要に応じ、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(4) 市は、県と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

- (5) 市は、県の協力のもと、避難所の運営においては女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (6) 市は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難および収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (7) 市は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑み、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅および空き家等利用可能な既存住宅のあっせんおよび活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (8) 市は、県と連携し、県が建設した応急仮設住宅に関し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。

第6 広域避難等

- (1) 市は、被災した場合には、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難および避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県に対し事前に定めた広域避難受入先となる県内市町および県外の受入先市町を含む県との協議を求めるものとする。
- (2) 市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体および当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。

第7 安定ヨウ素剤の服用

市は、指針に準拠し、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講ずるものとする。

- (1) 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布および服用については、指針では、原則として、国の原子力規制委員会がその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部または地方公共団体が指示することとされている。
- (2) 市は、県と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、国の服用指示を伝達するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち会わせることができない場合には、薬剤師等の協力を求めるなど、あらかじめ定める代替の手続きによって配布するものとする。

第8 学校等施設における避難措置

学校等施設において、児童・生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に児童・生徒等を避難させるものとする。また、学校等の管理者は、児童・生徒等を避難させた場合およびあらかじめ定めたルールに基づき児童・生徒等を保護者へ引き渡した場合は、市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

第9 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

第10 要配慮者に対する配慮事項

要配慮者に対する配慮事項については、本章第12節「要配慮者に配慮した応急対策」によるものとする。

第11 警戒区域の設定、避難の指示の実効を上げるための措置

市は、国の原子力災害現地対策本部、関係機関等と連携し、警戒区域または避難を指示した区域について、居住者等の生命または身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、その実効を上げるために必要な措置をとるよう国の原子力災害現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

第12 飲料水、飲食物および生活必需品の供給

- (1) 市は、県および関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど季節により必要となる物資についても考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等にも配慮するものとする。
- (2) 市は、備蓄物資、自ら調達した物資および国、他の都道府県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- (3) 市および県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）または国の原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

第5節 治安の確保および火災の予防

市は、緊急事態応急対策実施区域およびその周辺における治安の確保、火災の予防等について越前警察署や南越消防組合等と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立退きの指示等を行った区域およびその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災予防等に努めるものとする。

第6節 飲食物の出荷制限および摂取制限等

第1 基本方針

市は、県および関係機関と連携し、原子力災害時には、放射性物質または放射線により飲料水や飲食物が汚染されるおそれが生ずるため、飲料水および飲食物の汚染度を的確に把握するとともに、その汚染度により摂取制限を行うなど、必要な措置を講ずるものとする。

第2 摂取制限等の措置

市は、住民等に対する屋内退避または避難のための立退きの指示等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、併せて、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限および摂取制限の措置を講ずるものとする。

(表10 飲食物摂取制限の基準 参照)

(1) 飲料水に対する措置

市は、県の指示に基づき、汚染水源の使用禁止および汚染飲料水の飲用禁止の措置ならびにこれらの解除を講ずるものとする。

(2) 飲食物に対する措置

市は、県の指示に基づき、汚染飲食物の摂取を制限し、または禁止する措置ならびにこれらの解除を講ずるものとする。

(3) 農林畜水産物に対する措置

市は、県の指示に基づき、汚染地区住民、汚染区域内の農林畜水産物の生産者、集荷機関、市場の責任者等に、汚染農林畜水産物の採取または漁獲禁止、出荷制限等必要な措置ならびにこれらの解除を講ずるものとする。

(4) 避難所等での措置

市は、飲料水、飲食物および農林畜水産物の緊急時モニタリング結果が判明するまで、避難所等での摂取を一時禁止するものとする。

表10 飲食物摂取制限の基準（「OILと防護措置」抜粋）

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	$0.5 \mu\text{Sv/h}^{\text{※6}}$ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	OIL6 (Bq/Kg)	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300	2,000 ^{※8}	
			放射性セシウム	200	500	
			プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種	1	10	
			ウラン	20	100	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第7節 緊急輸送活動

第1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と連携し、緊急輸送を行うものとする。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数グループのメンバー
- 第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員および資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送体制の確立

- ① 市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員および輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
- ② 市は、人員、車両等の調達に関して、下記の関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町、災害時相互応援協定締結自治体に支援を要請するものとする。
 - ア 公共交通機関
 - イ 公共的輸送機関
- ③ 市は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、輸送力の確保に関する支援を依頼するものとする。

第2 緊急輸送のための交通確保

市および道路管理者は、交通規制に当たる県警察と、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

第8節 救助・救急、消火および医療活動

第1 救助・救急および消火活動

- (1) 市は、南越消防組合と協力して、救助・救急および消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県または原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急および消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

(2) 市は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3) 南越消防組合は、単独での対処が困難と判断した場合は、速やかに、広域消防相互応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請するものとする。

なお、要請時には以下の事項等に留意するものとする。

- ① 救急・救助および火災の状況および応援要請の理由、応援の必要期間
- ② 応援要請を行う消防部隊の種別と人員
- ③ 市への進入経路および集結待機場所等

第2 医療措置

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとする。

第9節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備するものとする。

第1 住民等への情報伝達活動

(1) 基本方針

市は、放射性物質および放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。

(2) 広報の留意事項

- ① 市は、原子力災害時に住民に対し適切な情報を提供するため、防災行政無線、テレビ、ラジオ、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能等を有効に活用するものとする。
- ② 市は、情報提供に当たっては、緊急時の住民の動揺や混乱を防止するため、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ分かりやすい例文を準備する。
- ③ 市は、県、国およびその他防災関係機関と連携し、情報の一元化を図る体制をとるとともに、情報の空白時間を生じさせないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

県および市は、福井県防災ネット（Ｌアラート（災害情報共有システム）を含む）を活用し、避難者等の安否情報、災害情報等を迅速に収集するとともに、住民、防災関係機関等に対して的確な情報を提供するものとする。

- ④ 市は、住民ニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリング結果、参考としての気象予測や放射性物質の大気中拡散予測）、農林畜水産物の放射性核種濃度測定の結果および出荷制限等の状況、市・県等が講じている施策、交通規制、避難経路および避難所等、住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。

なお、その際、民心の安定ならびに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

- ⑤ 市は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表および広報活動を行うものとする。その際、その内容について国の原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、関係市町、原子力事業者等と相互に連絡をとりあうものとする。

- ⑥ 市は、情報伝達に当たって、防災行政無線、広報紙、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報提供に努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

（３）市の広報体制

- ① 市は緊急時に該当する場合、直ちに必要な事項について記者発表および広報を行うものとする。

- ② 災害対策本部設置時には、市長の指定する場所において、また、現地災害対策本部設置時には県原子力防災センターに県が設置する記者発表室において、報道機関等に対応するものとする。

ただし、国の現地事故対策連絡会議の設置後、県原子力防災センターにおいては、国の広報責任者が報道機関の対応に当たることとされており、市も、国の記者会見に同席し、市の対応や住民対応など必要な情報を提供するものとする。

- ③ 市は、報道機関、広報車を通じ、住民に対して防護措置に係る必要な情報、注意事項、市の対策等を周知徹底するものとする。

（４）市が行う広報事項

市は、県等からの指示に従い、ＣＡＴＶ、防災行政無線、広報車等を活用し、以下に示

す段階ごとに住民への広報を的確に行うものとする。

① 原子力災害警戒本部を設置したとき

- ア 市からの緊急広報であること
- イ 市に原子力災害警戒本部および県に警戒本部を設置したこと
- ウ 原子力災害が発生した原子力事業所の名称およびその場所
- エ 事故の状況
- オ 放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響
- カ 原子力災害が発生した原子力事業所の対応状況
- キ 市、県およびその他防災関係機関の対応状況
- ク 住民および一時滞在者のとるべき措置
- ケ 相談窓口の設置場所および問合せ先
- コ その他必要事項

② 原子力災害対策本部を設置したとき

上記①に掲げる広報事項に準じるものとする。

③ 原子力緊急事態宣言が発出されたとき

原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて広報内容を十分確認した上で、広報活動を行うものとする。

上記①に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報するものとする。

- ア 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したこと
- イ 国の原子力災害対策本部および原子力災害現地対策本部が設置されたこと

④ 防護措置区域を決定した指示があった場合

上記①に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報するものとする。

- ア 決定した防護措置の内容
- イ 防護措置区域の範囲および具体的な設定地域の内容
- ウ 防護措置区域およびその周辺の交通規制の内容
- エ 安定ヨウ素剤の服用および飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項

なお、防護措置区域を決定した指示があった場合以後については、避難場所等においても同様の事項を広報するものとする。

第2 住民等からの問合せに対する対応

- (1) 市は、国、県および関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。
- (2) 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発

生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係周辺都道府県、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第10節 ボランティア等の受入

第1 ボランティアの受入

(1) 基本方針

災害時には、行政や関係機関のみによる防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアにより実施する活動が重要であるが、原子力災害の特殊性に鑑み、ボランティア活動の要請については慎重な対応が必要であるため、活動の制限、開始時期、受入体制および活動体制について定めるとともに、越前市災害ボランティアセンター連絡会と連携して、適切に対応するものとする。

(2) 災害時ボランティア活動の制限

市および県は、防護措置をとったときには、防護措置区域内への立入禁止などの活動の制限について、報道機関を通じて情報提供に努めるものとする。

(3) 災害時ボランティア活動の開始

ボランティア活動の開始は、原則として、県が防護措置の解除を決定した段階からとする。

なお、市および県は、放射線防護に万全を期するため、活動内容の検討や活動に係る防護資機材の確保等を行うものとする。

(4) 災害時ボランティアの受入体制

① 県

災害対策本部にボランティア部門を設け、福井県社会福祉協議会等既存のボランティア推進団体が中核となる県災害ボランティアセンター本部と連携を取りながら、ニーズに応じたボランティアの調整・あっせんを行うものとする。

② 市

ボランティアセンターの設置について、市災害ボランティアセンター連絡会へ要請するとともに、運営においても十分な連携をとるものとする。

また、ボランティア活動への参加希望や避難所等における必要な業務や人数等のボランティアニーズを把握し、県災害対策本部および市災害ボランティアセンター

と連携して情報提供を行うものとする。

(5) 災害時ボランティアの活動体制

市および県は、あらかじめ必要なボランティアの活動内容等について情報提供を行い、ボランティアが活動に参加しやすい組織体制づくりの支援に努めるものとする。

第2 義援物資、義援金の受入

(1) 義援物資の受入

市は、原子力災害によって被災した場合、県および関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するものおよび受入れを希望しないものを把握し、その内容のリストおよび送り先を国の原子力災害対策本部および報道機関等を通じて公表するものとする。また、時間の経過に伴う需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

国および被災地以外の県は、必要に応じ義援物資に関する問合せ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとされている。

(2) 義援金の受入

市は、県および関係機関等と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

第11節 行政機関の業務継続に係る措置

(1) 市は、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知するものとする。

なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。

(2) 市は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

第12節 要配慮者に配慮した応急対策

第1 基本方針

原子力災害において、特に要配慮者に対する配慮が必要であることから、要配慮者に配慮した応急対策を実施するものとする。

第2 情報伝達および広報における配慮事項

- (1) 市および県は連携し、テレビ放送における手話通訳、外国語放送、文字放送および多言語に対応したソーシャルメディアによる発信、ならびに避難所等での文字媒体、手話通訳者の活用など、要配慮者に対する情報伝達および広報について十分配慮するものとする。
- (2) 市および県は連携し、一時滞在者に対して、動揺や混乱を招かぬよう的確な情報を提供するなど、広報車、防災行政無線、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用した情報伝達および広報について十分配慮するものとする。

第3 避難における配慮事項

- (1) 市および県は連携し、介助等が必要な避難誘導および輸送に関して、地域住民、県警察、南越消防組合、自衛隊等の協力を得ながら、迅速かつ円滑に行われるよう、要配慮者に十分配慮するものとする。
- (2) 市および県は連携し、避難所での生活に関して、要配慮者および一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、要配慮者に必要な飲食物および資機材の確保ならびに提供を行うものとする。

- (3) 市は、県と協力し、避難所における介護職員等の介護チームによる介護体制を確立するものとする。

また、避難所に要配慮者用の設備が整っていない場合は、他の社会福祉施設等に輸送するものとする。

- (4) 病院等医療機関の管理者は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師または職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難または他の医療機関に転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、市および県に対し速やかにその旨連絡するものとする。
- (5) 社会福祉施設の管理者は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者または利用者を避難させるものとする。入所者または利用者を避難させた場合は、市および県に対し速やかにその旨連絡するものとする。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の原子力災害現地対策本部および原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

防災関係機関等の災害復旧対策の体制、役割分担の明確化、講ずべき災害復旧対策の内容の確認等を目的とし、国、県、関係市町、原子力事業者および国の専門家で構成する現地事後対策連絡会議が県原子力防災センターで開催される場合、市は、別に定める職員を派遣するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国および県と協議のうえ、状況に応じて、原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定を見直すものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者およびその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第5節 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等

の判断、国の指導・助言および指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

第1 災害地域住民の記録

市は、避難および屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難場所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

第2 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置および原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。

第3 損害調査

市は、県と連携し、損害賠償の請求等に資するため、次に掲げる事項に起因して市において被災者が受けた損害を調査するものとする。

- ①避難措置
- ②飲料水、飲食物および農畜水産物等に対する各種制限措置
- ③立入制限措置
- ④農耕制限措置
- ⑤漁獲禁止措置
- ⑥その他必要と認められるもの

第7節 被災者等の生活再建等の支援

- (1) 市は、国および県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。
- (2) 市は国および県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。市の区域を超えて避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、

必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

- (3) 市は、県と連携し、被災者の救済および自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第8節 風評被害等の影響の軽減

市は、国および県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止または影響を軽減するため、科学的根拠に基づき安全性が確認された後は、農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等の確保や観光客の誘致促進等のため、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を行うものとする。

第9節 住民相談体制の整備

市は、国および県と連携し、住民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、必要に応じて総合的な相談窓口を設置し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努めるものとする。

なお、この総合的な相談窓口は、本章第10節に定める被災中小企業等に対する支援に係る相談窓口および本章第11節に定める心身の健康相談窓口と連携を図り、住民に対する確かな対応を行うものとする。

第10節 被災中小企業等に対する支援

市は、国および県と連携し、必要に応じ、被災中小企業に対して設備復旧資金、運転資金の貸付を行うとともに、被災農林畜水産業者に対しても、経営の維持安定に向け、円滑な貸付けまた必要枠の確保など適切な措置を講ずるものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第11節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や指針に基づき、国および県とともに、居住者等に対する心身の健康相談窓口および健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

第12節 復旧・復興事業からの暴力団排除

市は、県警察と連携して、復旧・復興事業に関するすべての事務事業について、「越前市暴力団排除条例（平成23年市越前市条例第17号）」の規定を遵守して、暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第5章 広域避難者の受入れ

第1節 広域避難者の受入れ体制と支援

第1 受入れ体制の整備と支援

- (1) 市は、福井県広域避難計画要綱および関係自治体があらかじめ作成した住民避難計画に基づき広域避難の受け入れ体制を整備する。
- (2) 市は、県もしくは避難市町村から広域避難の要請を受けた場合は、避難元市町村が原子力災害応急対策や執務できる施設、設備、人員等を必要に応じ提供し支援するものとする。
- (3) 市は、広域避難者受入マニュアルを作成し対応する。

第2 緊急事態区分および運用上の介入レベル（O I L）に基づく施設敷地緊急事態要避難者および住民の受入れ

- (1) 緊急事態区分に基づく受入れ
 - ① 市は、避難市町村で警戒事態（第1段階）発生時には、県の要請を受け、施設敷地緊急事態要避難者の受入れを準備するものとする。
 - ② 市は、避難市町村で施設敷地緊急事態（第2段階）発生時には、県の要請を受け、P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者を受入るものとする。
また、市は、避難市町村で施設敷地緊急事態（第2段階）発生時には、県の要請を受け、P A Z内の住民の受入れを準備するものとする。
 - ③ 市は、避難市町村で全面緊急事態（第3段階）発生時には、県の要請を受け、P A Z内の住民の避難を受入るものとする。
また、市は、避難市町村で全面緊急事態（第3段階）発生時には、県の要請を受け、U P Z内の住民の受入れを準備するものとする。
- (2) 運用上の介入レベル（O I L）に基づく受入れ
市は、避難市町村で運用上の介入レベル（O I L）に基づく避難指示発令時には、県の要請を受け、U P Z内の住民を受入るものとする。

（表9 緊急事態区分およびO I Lに基づく防護措置 参照）